第４章　計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

第4章　計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

本章は、令和 7 年 11 月に公表した配慮書の第 5 章及び第 6 章の内容を基本的に抜粋したものである。

4.1　大気質

4.1.1　調査

4.1.1.1　調査方法

(1) 大気質の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における過去 5 年間の測定結果（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類）を調査・整理した。

各測定局の位置は、配慮書図 3.1.5（3-9 頁参照）に示したとおりである。

(2) 気象の状況

文献及び他の資料調査結果により、対象事業実施想定区域から西南西に約 8.5 ㎞の位置にある名古屋地方気象台の測定結果（風向・風速）を調査・整理した。名古屋地方気象台の位置は、配慮書図 3.1.1（3-4 頁参照）に示したとおりである。

4.1.1.2　調査結果

(1) 大気質の状況

一般環境大気測定局等における測定結果は、配慮書「3.1.1.2　大気質」（3-8～15 頁参照）に記載したとおりである。

測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに環境基準を達成していた。

(2) 気象の状況

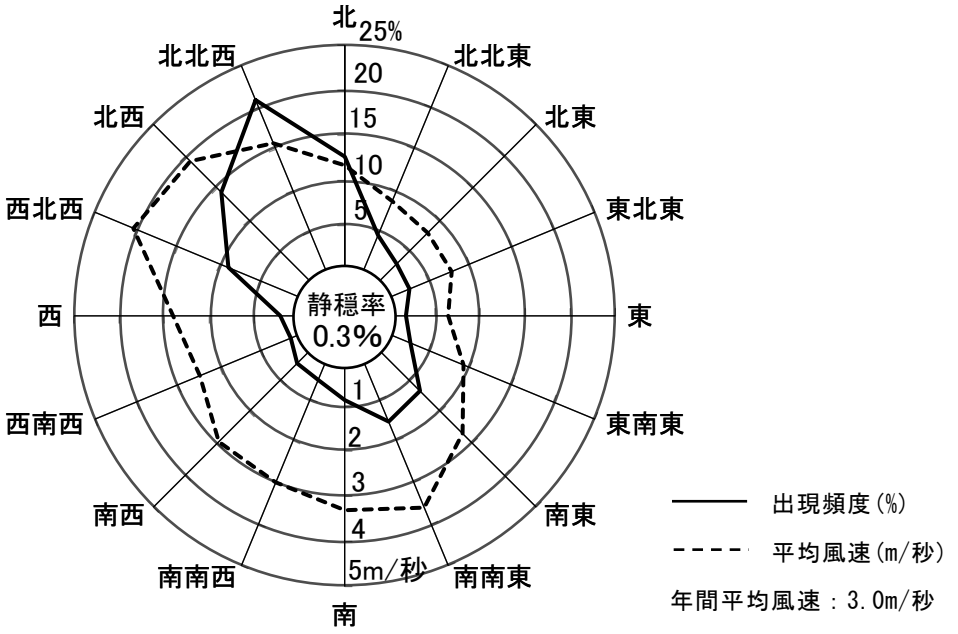
名古屋地方気象台における令和 6 年の風向及び風速の測定結果は表 4.1.1 に、風配図は図 4.1.1 に示すとおりである。

観測結果は、最多風向は北北西（年間出現頻度：20.9%)、年間平均風速は 3.0m/秒となっている。

表 4.1.1　風向・風速の観測結果（令和6年）

風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度（%）	12.6	4.7	3.1	2.8	1.8	2.9	6.8	7.7
平均風速（m/秒）	2.3	1.7	1.6	1.6	1.3	1.9	2.7	3.6
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度（%）	4.3	2.7	2.4	1.5	2.2	9.0	14.4	20.9
平均風速（m/秒）	3.3	3.0	3.0	2.5	2.8	4.1	3.8	3.1

注 1）静穏率：0.3%
注 2）出現頻度は小数点第 2 位以下を四捨五入してあるため、内訳の合計は 100%とならない。



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ）

図 4.1.1　名古屋地方気象台における風向・風速及び出現頻度（令和6年）

4.1.2　予測

4.1.2.1　予測方法

(1) 予測項目

予測項目は、計画施設からのばい煙の排出に係る大気質への影響の程度とし、長期平均濃度(年平均値）を予測することとし、項目は既存の一般環境大気測定局の結果からバックグラウンド濃度の把握ができる二酸化窒素（窒素酸化物)、浮遊粒子状物質（ばいじん)、ダイオキシン類とした。

(2) 予測地域

予測地域は、計画施設から排出される煙突排ガスに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、図 4.1.2 に示すとおり、対象事業実施想定区域から半径約 3km の範囲とした。3km 範囲の設定の考え方は、配慮書「第 3 章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況」(3-1 頁）参照。また、予測点高さは地上 1.5m とした。

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の稼働が定常の状態になる時期とした。

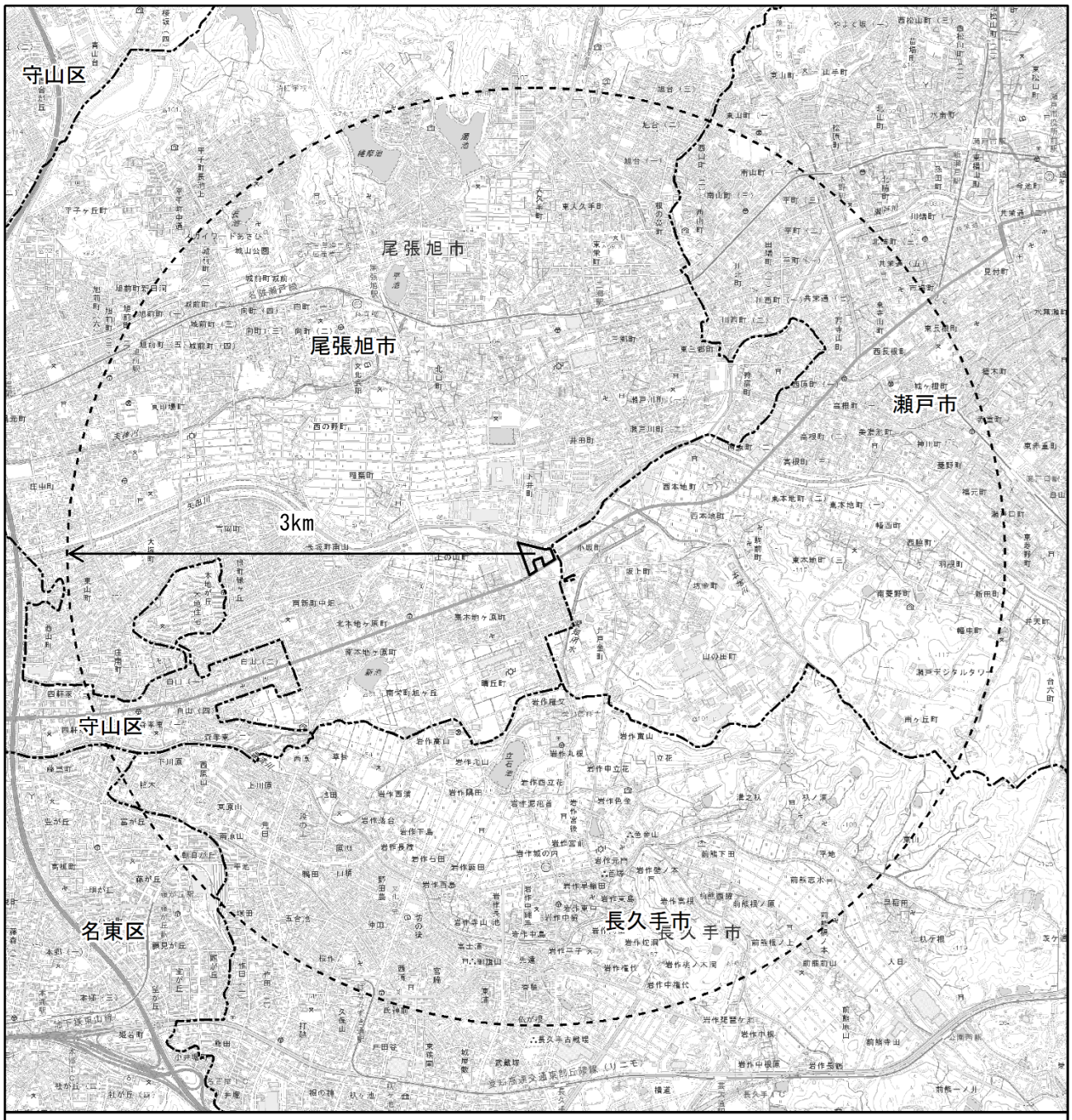


図 4.1.2　大気質の予測地域

(4) 予測方法

①　予測手法

現地での詳細な気象データがないことから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月　環境省）に記載された長期平均濃度を求めるための手法のうち簡易的な手法を参考に年平均値に相当する値を求めた。

②　予測式

a)　有風時寄与濃度計算（風速：1.0m/秒以上）

拡散式は以下の点煙源プルーム式を用いた。

$$C(x,y,z)=\frac{Q_p}{2\pi\,\sigma_y\sigma_z u}\cdot\exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^{\,2}}\right)\cdot\left[\exp\left\{-\frac{(z-H_e)^2}{2\sigma_z^{\,2}}\right\}+\exp\left\{-\frac{(z+H_e)^2}{2\sigma_z^{\,2}}\right\}\right]\cdot 10^6$$

ここで、

C(x,y,z)：予測地点の濃度（ppm、mg/m^3）
x　：予測地点までの風下距離（m）
y　：予測地点までの水平距離（m）
z　：予測地点の高さ（＝1.5m）
Q_p　：排出強度（m^3/秒、kg/秒）
u　：風速（m/秒）
H_e　：有効煙突高（m）
σ_y　：有風時の水平方向の拡散パラメータ（m）
（大気安定度Cでの値：表 4.1.2(1)参照）
σ_z　：有風時の鉛直方向の拡散パラメータ（m）
（大気安定度Cでの値：表 4.1.2(2)参照）

有風時の最大着地濃度（Cm）に主風向出現比率（Fw：%）を乗じて、有風時年平均寄与濃度（Cw）を算出した。

Cw＝Cm×Fw/100

b)　静穏時寄与濃度計算（風速：1.0m/秒未満）

拡散式は以下の簡易パフ式を用い、静穏時の寄与濃度を計算した。

$$C(R,z)=\frac{Q_p}{(2\pi)^{3/2}\gamma}\cdot\left\{\frac{1}{R^2+(\alpha^2/\gamma^2)\cdot(H_e-z)^2}+\frac{1}{R^2+(\alpha^2/\gamma^2)\cdot(H_e+z)^2}\right\}\cdot 10^6$$

ここで、

C(R,z)　：予測地点の濃度（ppm、mg/m^3）
R　：予測地点までの水平距離（m）
z　：予測地点の高さ（＝1.5m）
Q_p　：排出強度（m^3/秒、kg/秒）
H_e　：有効煙突高（m）
α、γ　：拡散パラメータ（大気安定度Cでの値：表 4.1.3参照）

静穏時の濃度（C）に静穏時出現比率（Fc:%）を乗じて、静穏時年平均寄与濃度（Cc）を算出した。

Cc＝C×Fc/100

c)　拡散パラメータ

有風時の拡散パラメータとして、表 4.1.2 に示すパスキル・ギフォード(Pasquill・Gifford)図に基づく近似関数を用いた。

表 4.1.2(1)　パスキル・ギフォード図（有風時）の近似関数（σ_y）

$$\sigma_y(\chi) = \gamma_y \cdot \chi^{\alpha_y}$$

安　定　度	α_y	γ_y	風下距離 χ (m)
A	0.901 0.851	0.426 0.602	0 ～ 1,000 1,000 ～
B	0.914 0.865	0.282 0.396	0 ～ 1,000 1,000 ～
C	0.924 0.885	0.1772 0.232	0 ～ 1,000 1,000 ～
D	0.929 0.889	0.1107 0.1467	0 ～ 1,000 1,000 ～
E	0.921 0.897	0.0864 0.1019	0 ～ 1,000 1,000 ～
F	0.929 0.889	0.0554 0.0733	0 ～ 1,000 1,000 ～
G	0.921 0.896	0.0380 0.0452	0 ～ 1,000 1,000 ～

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年　公害研究対策センター）

表 4.1.2(2)　パスキル・ギフォード図（有風時）の近似関数（σ_z）

$$\sigma_z(\chi) = \gamma_z \cdot \chi^{\alpha_z}$$

安　定　度	α_z	γ_z	風下距離　χ (m)
A	1.122 1.514 2.109	0.0800 0.00855 0.000212	0 ～　300 300 ～　500 500 ～
B	0.964 1.094	0.1272 0.0570	0 ～　500 500 ～
C	0.918	0.1068	0 ～
D	0.826 0.632 0.555	0.1046 0.400 0.811	0 ～ 1,000 1,000 ～10,000 10,000 ～
E	0.788 0.565 0.415	0.0928 0.433 1.732	0 ～ 1,000 1,000 ～10,000 10,000 ～
F	0.784 0.526 0.323	0.0621 0.370 2.41	0 ～ 1,000 1,000 ～10,000 10,000 ～
G	0.794 0.637 0.431 0.222	0.0373 0.1105 0.529 3.62	0 ～ 1,000 1,000 ～ 2,000 2,000 ～10,000 10,000 ～

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年　公害研究対策センター）

なお、σ_yについては、次のとおり時間希釈の補正を行った。

$$\sigma_y = \sigma_{yp} \cdot (t/t_p)^r$$

ここで、

σ_y　：評価時間 t における水平方向の拡散パラメータ（m）
σ_{yp}　：パスキル・ギフォード図の近似関数における水平方向の拡散パラメータ（m）
t　：評価時間（＝60分）
t_p　：パスキル・ギフォード図の評価時間（＝3分）
r　：べき指数（＝0.2）

また、無風時の拡散パラメータとして、表 4.1.3 に示すパスキル安定度に対応した拡散パラメータを使用した。

表 4.1.3　無風時の拡散パラメータの近似関数

大気安定度	α	γ
A	0.948	1.569
A-B	0.859	0.862
B	0.781	0.474
B-C	0.702	0.314
C	0.635	0.208
C-D	0.542	0.153
D	0.470	0.113
E	0.439	0.067
F	0.439	0.048
G	0.439	0.029

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル（新版）」（平成 12 年 12 月　公害研究対策センター）

d)　年平均値の計算

上記で算出した有風時、静穏時の年平均寄与濃度を合計したものを簡易的年平均濃度推定値（Cn）とした。

$Cn = Cw + Cc$

e)　有効煙突高の計算式

有効煙突高は、有風時はCONCAWE（コンケイウ）式を、無風時はBriggs（ブリッグス）式を用いて求めた値とした。

$H_e = H_0 + \Delta H$

CONCAWE式：$\Delta H = 0.0855 \cdot Q_H^{1/2} \cdot u^{-3/4}$

Briggs式 ：$\Delta H = 0.979 \cdot Q_H^{1/4} \cdot (d\theta/dz)^{-3/8}$

［記　号］

H_e ：有効煙突高（m）
H_0 ：煙突実体高（m）
ΔH：排煙上昇高（m）
Q_H ：排出熱量（J/秒）
　　$Q_H = \rho \cdot Cp \cdot Q \cdot \Delta T$
ρ　：0℃における排出ガス密度（$1.293 \times 10^3 g/m^3$）
Cp ：定圧比熱（1.0056J/(K・g)）
Q　：排出ガス量（湿り）（m^3/秒）
ΔT：排出ガス温度と気温との温度差(℃)
u　：煙突頂部の風速(m/秒)
$d\theta/dz$：温位勾配（℃/m）

③　予測条件

a)　煙突排ガスの諸元

予測に用いる煙突排ガスの諸元は、表 4.1.4 に示すとおりである。

排ガス量は同規模の類似事例を参考とし、排出濃度は計画施設の法規制値と既存施設の自主基準値のうち、より小さい値とした。なお、計画施設の排出濃度については、今後検討を行い、項目の精査と併せて既存施設と同等又はさらに低減した値を自主規制値とする計画である。

表 4.1.4　予測に用いる煙突排ガスの諸元

項目		設定値
煙突高		59m
湿りガス量		38,400m^3/h×2 炉
乾きガス量		32,000m^3/h×2 炉
排出ガス温度		175℃
排出濃度	ばいじん	0.04g/m^3N
	窒素酸化物（NOx）	150ppm
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m^3N

注）排出濃度は、酸素濃度 12%換算値

b)　気象条件

名古屋地方気象台の令和 6 年の測定結果を用いて、煙突実体高における年間の主風向の風速（北北西：4.0m/秒）、出現頻度（北北西：20.7%）、静穏時（1m/秒未満）の出現頻度（3.5%）を設定した。大気安定度については「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づく簡易的予測の手法を用いる場合は、大気安定度「C」とすることとされているため、「C」とした。

c)　バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局における令和 6 年度の測定結果（年平均値）のうち、最も高い値を用いた。

設定したバックグラウンド濃度は、表 4.1.5 に示すとおりである。

表 4.1.5　バックグラウンド濃度

項目	バックグラウンド濃度	測定局
二酸化窒素	0.007ppm	尾張旭市東大道町測定局・長久手中学校測定局
浮遊粒子状物質	0.012mg/m^3	尾張旭市東大道町測定局・長久手中学校測定局
ダイオキシン類	0.015pg-TEQ/m^3	守山保健センター

④　変換式

a)　窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、環境への影響が大きくなる設定とし、窒素酸化物がすべて二酸化窒素に変換するものとした。

b)　日平均値の 2%除外値又は年間 98%値への換算

大気拡散計算により得られるのは年平均値であるため、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準と対比するために、日平均値の 2%除外値又は年間 98%値へ換算する必要がある。

変換は、対象事業実施想定区域周辺の一般環境大気測定局（尾張旭市東大道町測定局、長久手中学校測定局）における過去 5 年間の測定データを用いて、年平均値と年間 98%値又は 2%除外値の関係を統計的に求める方法によった。

・二酸化窒素　　：ｙ＝1.2813ｘ＋0.0077
・浮遊粒子状物質：ｙ＝1.6071ｘ＋0.009

4.1.2.2　予測結果

(1) 二酸化窒素等の長期予測結果

ばい煙の排出による大気質への影響の予測結果は、表 4.1.6 に示すとおりである。

最大着地濃度地点における将来濃度は、バックグラウンド濃度と同程度になると予測される。なお、A 案（敷地中央配置）、B 案（敷地東側配置）ともに同等の値となり、施設配置の複数案による違いはない。

表 4.1.6　予測結果

項目	バックグラウンド濃度（年平均値）①	寄与濃度（年平均値）②	将来濃度（年平均値）①＋②	日平均値の2%除外値又は年間98%値	最大着地濃度出現距離
二酸化窒素（ppm）	0.007	0.0013	0.0083	0.0183	約 1.3km
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	0.012	0.0003	0.0123	0.0288	約 1.3km
ダイオキシン類（$pg\text{-}TEQ/m^3$）	0.015	0.0008	0.0158	－	約 1.3km

(2) 予測の不確実性

計画施設における煙突排ガスの諸元が現時点で決定していないこと、また、気象条件及びバックグラウンド濃度について、既存資料データを用いて予測を行っていることから、予測の不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、気象の現地調査の実施や計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

4.1.3　評価

4.1.3.1　評価方法

予測結果に基づき、環境保全に関する基準との整合性及び重大な環境影響の程度について評価した。

4.1.3.2　評価結果

二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の予測結果と環境基準との比較結果は、表4.1.7に示すとおりである。

予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

表 4.1.7　予測結果と環境基準の比較

項目	最大着地濃度地点の将来濃度（年平均値）	日平均値の2%除外値又は年間98%値	環境基準
二酸化窒素（ppm）	0.0083	0.0183	1時間値の1日平均値が0.04から0.06までのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質（mg/m^3）	0.0123	0.0288	1時間値の1日平均値が0.10以下
ダイオキシン類（$pg\text{-}TEQ/m^3$）	0.0158	－	年間平均値が0.6以下

4.2　景 観

4.2.1　調査

4.2.1.1　調査方法

文献その他の既存資料調査結果及び現地踏査により、対象事業実施想定区域より概ね 3km の範囲における景観資源、主要な眺望点等及び眺望景観の状況について調査・整理した。3km 範囲の設定の考え方は、配慮書「第 3 章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況」(3-1 頁）参照。

4.2.1.2　調査結果

(1) 既存資料調査

①　景観資源の状況

対象事業実施想定区域周辺における景観資源の状況は、配慮書「3.1.9.1　景観」(3-81、82 頁参照）に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺の景観資源としては、「美しい愛知づくり条例」に基づく「美しい愛知づくり景観資源 600 選」に指定されている維摩池、尾張旭城などがあげられる。また、矢田川が対象事業実施想定区域の北側に隣接している。

②　主要な眺望点等の状況

対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等の状況は、配慮書「3.1.9.1　景観」(3-83、84 頁参照）に示したとおりである。対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点等としては、矢田川河川緑地、スカイワードあさひ、色金山歴史公園などがあげられる。

(2) 現地踏査

①　踏査時期

令和 7 年 8 月 25 日（月）

②　踏査地点

踏査地点には、対象事業実施想定区域周辺における主要な眺望点や不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定した。設定した踏査地点は、表 4.2.1 及び図 4.2.1 に示すとおりである。

表 4.2.1　設定した踏査地点

踏査地点	設定理由
景観 1　東中学校前	日常生活における視点の場として設定
景観 2　矢田川河川緑地東	主要な眺望点として設定
景観 3　本地ヶ原東公園	日常生活における視点の場として設定
景観 4　矢田川河川緑地西	主要な眺望点として設定

③　踏査方法

踏査地点における対象事業実施想定区域方向の眺望の状況について、写真撮影により把握した。撮影は、地上高さ約 1.5m より、35mm フィルム換算で 35mm 相当のレンズを使用して行った。



図 4.2.1　設定した踏査地点

④　踏査結果

各踏査地点における視点の状況及び眺望の状況は、表 4.2.2 に示すとおりである。

表 4.2.2(1)　踏査結果

踏査地点	景観1　東中学校前
視点の状況	対象事業実施想定区域の北側約740mに位置する地点で、周辺には住宅や公園、中学校等が存在する。
眺望の状況	手前には住宅や公園が視認され、道路の奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。 

表 4.2.2(2)　踏査結果

踏査地点	景観2　矢田川河川緑地東
視点の状況	対象事業実施想定区域の北東側約380mに位置する矢田川河川緑地内の地点で、周辺には住宅や事業所等が存在する。
眺望の状況	手前には樹林等が視認され、その奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。 

表 4.2.2(3)　踏査結果

踏査地点	景観3　本地ヶ原東公園
視点の状況	対象事業実施想定区域の南側約200mに位置し、周辺には住宅や公園等が存在する。
眺望の状況	手前には公園や住宅等が視認され、その奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。 

表 4.2.2(4)　踏査結果

踏査地点	景観4　矢田川河川緑地西
視点の状況	対象事業実施想定区域の西側約620mに位置する矢田川河川緑地内の地点で、周辺には事業所等が存在する。
眺望の状況	手前には樹林等が視認され、その奥に対象事業実施想定区域方向を望むことができる。 

4.2.2　予測

4.2.2.1　予測方法

(1) 予測項目

予測項目は、景観資源及び主要な眺望点の改変の状況並びに計画施設の存在による眺望景観への影響の程度とした。

(2) 予測地域及び予測地点

① 予測地域

予測地域は、計画施設の存在による景観への影響が及ぶと想定される範囲とし、対象事業実施想定区域より約 3km の範囲とした。3km 範囲の設定の考え方は、配慮書「第 3 章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況」(3-1 頁) 参照。また、予測地点は景観資源及び主要な眺望点とした。

② 予測地点

予測地点は、主要な眺望点や不特定多数の人が利用すると考えられる日常生活における視点の場を設定し、表 4.2.3 に示すとおり、踏査の結果、対象事業実施想定区域を視認できる 4 地点とした。

表 4.2.3　予測地点

予測地点	設定理由
景観 1　東中学校前	日常生活における視点の場として設定
景観 2　矢田川河川緑地東	主要な眺望点として設定
景観 3　本地ヶ原東公園	日常生活における視点の場として設定
景観 4　矢田川河川緑地西	主要な眺望点として設定

(3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の供用開始後とした。

(4) 予測方法

① 予測手法

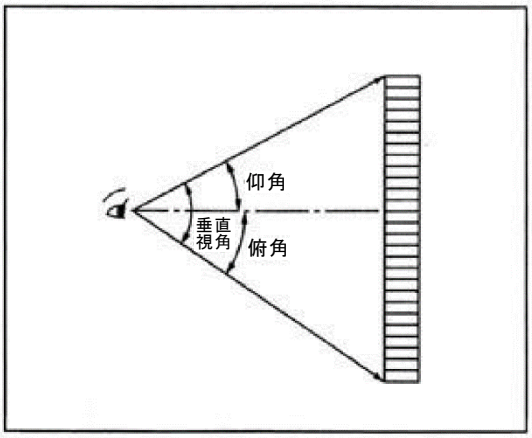
a) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点と対象事業実施想定区域の位置関係について整理することにより、事業の実施による景観資源及び主要な眺望点の改変の状況について予測を行った。

b) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの現況写真に計画施設を合成したフォトモンタージュを作成し、視覚的に表現することにより予測を行った。

また、予測地点から計画施設を望む仰角を算出し、定量的な予測を行った。仰角の概要は、図 4.2.2 に示すとおりである。



出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」
（2002 年 10 月　財団法人自然環境研究センター）

図 4.2.2　仰角の概要

② 予測式

a) 仰角

仰角については、以下のとおり算出した。

仰角° ＝tan^{-1}（(対象物高(m) － 眺望点高 (m)) / 水平距離(m)) ×180/π

π ：円周率

注）眺望点高については、視点の高さ(1.5m)とした。

③ 予測条件

予測に当たって設定した計画施設の規模は、表 4.2.4 に示すとおりである。なお、施設の配置に関する複数案については、配慮書「2.2.6　複数案の設定」(2-19～21 頁参照）で示したとおりである。

表 4.2.4　設定した計画施設の規模

項目		規模
A 案 （敷地中央配置）	長辺	60m
	短辺	47m
	建屋高さ	39m
	煙突高さ	59m
B 案 （敷地東側配置）	長辺	65m
	短辺	37m
	建屋高さ	39m
	煙突高さ	59m

4.2.2.2　予測結果

(1) 予測結果

①　景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

景観資源及び主要な眺望点は対象事業実施想定区域内にないことから、直接改変による影響はないと予測する。なお、対象事業実施想定区域から景観資源又は主要な眺望点までの距離は、表 4.2.5 に示すとおりである。

表 4.2.5　対象事業実施想定区域から景観資源又は主要な眺望点までの距離

項目	地点	距離
景観資源	維摩池	約 2.5km
	コスモス咲く尾張旭城	約 2.4km
	桜並木	約 2.7km
	スカイワードあさひ	約 2.6km
	長池沿いのマメナシの群生	約 2.7km
	冬の城山公園	約 2.6km
	尾張旭市中央部の農地	約 2.2km
	御城田池	約 2.6km
	御城田池南側の田圃	約 2.6km
	印場大塚古墳	約 2.4km
	シンボルロード	約 2.2km
	洞光院石庭	約 2.4km
	矢田川	約 0.1km
	吉賀池の自然	約 3.2km
	古戦場公園	約 3.0km
	文化の家	約 2.2km
	友愛橋からの桧ヶ根公園	約 2.3km
	香流川緑道と東部丘陵線	約 3.3km
	せせらぎの径	約 2.7km
	長久手東部の谷津田群	約 2.6km
	はなみずき広場	約 2.8km
主要な眺望点	スカイワードあさひ	約 2.6km
	長坂町	約 1.0km
	色金山歴史公園	約 1.8km
	友愛橋	約 2.3km
	矢田川河川緑地	約 0.1km

② 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観の予測結果は、表 4.2.6 及び表 4.2.7 に示すとおりである。

景観 1、景観 3 及び景観 4 については、計画施設の建屋及び煙突の大部分が周辺の住宅や、樹林、事業所等の建築物に遮られることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。景観 2 については、計画施設の建屋及び煙突を遮る遮蔽物等が少ないことから、眺望景観の変化は大きいと予測する。

表 4.2.6　眺望景観の予測結果

予測地点	対象計画案	
	A 案（敷地中央配置）	B 案（敷地東側配置）
景観 1　東中学校前	事業所や鉄塔、街路樹等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認できるものの、眺望景観の変化は小さいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、両案ともに計画施設の建屋及び煙突の一部が手前の鉄塔や電線等により遮られるため、変化の程度の差はないと予測する。	
景観 2　矢田川河川緑地東	樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認され、眺望景観の変化が大きいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、A 案よりも建屋及び煙突が手前にくる B 案の方が変化の程度がやや大きいと予測する。	
景観 3　本地ヶ原東公園	街路樹や住宅、鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認できるものの、眺望景観の変化は小さいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、A 案の方が B 案よりも建屋及び煙突が街路樹に遮られる部分が大きく、B 案の方が変化の程度が大きいと予測する。	
景観 4　矢田川河川緑地西	樹林や事業所、既存施設等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認できるものの、建屋の大部分が既存施設に遮られるため、眺望景観の変化は小さいと予測する。複数案による眺望景観の変化の程度の差としては、B 案の方が手前の事業所や既存施設に遮られる部分が大きく、A 案の方が変化の程度が大きいと予測する。	

表 4.2.7(1)　眺望景観の予測結果

予測地点	景観1　東中学校前
現況の 眺望の状況	
A案 （敷地中央配置）	 事業所や鉄塔、街路樹等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。

表 4.2.7(2)　眺望景観の予測結果

予測地点	景観1　東中学校前
現況の 眺望の状況	
B案 （敷地東側配置）	 事業所や鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。

表 4.2.7(3)　眺望景観の予測結果

予測地点	景観2　矢田川河川緑地東
現況の 眺望の状況	
A案 （敷地中央配置）	 樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。

表 4.2.7(4)　眺望景観の予測結果

予測地点	景観2　矢田川河川緑地東
現況の 眺望の状況	
B案 （敷地東側配置）	 樹林の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。

表 4.2.7(5)　眺望景観の予測結果

予測地点	景観3　本地ヶ原東公園
現況の 眺望の状況	
A案 （敷地中央配置）	 街路樹や住宅の奥に計画施設の建屋及び煙突の一部が視認される。

表 4.2.7(6)　眺望景観の予測結果

予測地点	景観3　本地ヶ原東公園
現況の 眺望の状況	
B案 （敷地東側配置）	 街路樹や住宅、鉄塔等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。

表 4.2.7(7)　眺望景観の予測結果

予測地点	景観4　矢田川河川緑地西
現況の 眺望の状況	
A案 （敷地中央配置）	 樹林や事業所、既存施設等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。

表 4.2.7(8)　眺望景観の予測結果

予測地点	景観4　矢田川河川緑地西
現況の 眺望の状況	
B案 （敷地東側配置）	 樹林や事業所、既存施設等の奥に計画施設の建屋及び煙突が視認される。

予測地点からの仰角を算出した結果は、表 4.2.8 に示すとおりである。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 4 では A 案、景観 2 及び景観 3 では B 案のほうが大きく、景観 1 ではほぼ同等となっている。

また、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度（表 4.2.9 参照）を下回っている。

表 4.2.8　仰角の予測結果

予測地点	A 案（施設中央配置）			B 案（施設東側配置）		
	対象物高[注)] (m)	水平距離[注)] (m)	仰角 (度)	対象物高[注)] (m)	水平距離[注)] (m)	仰角 (度)
景観 1 東中学校前	59	806	4.1	59	828	4.0
景観 2 矢田川河川緑地東	59	453	7.2	59	417	7.9
景観 3 本地ヶ原東公園	59	350	9.3	59	338	9.7
景観 4 矢田川河川緑地西	59	744	4.4	59	802	4.1

注）対象物高は煙突高さ、水平距離は予測地点と計画施設の煙突との距離とした。

表 4.2.9　垂直視角と鉄塔の見え方

視角	距離	鉄塔の場合の見え方
0.5°	8,000m	輪郭がやっとわかる。季節と時間（夏の午後）の条件は悪く、ガスのせいもある。
1°	4,000m	十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。
1.5° ～2°	2,000m	シルエットになっている場合にはよく見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットにならず、さらに環境融和塗色がされている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によっては見えないこともある。
3°	1,300m	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。
5° ～6°	800m	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある（構図を乱す）。 架線もよく見えるようになる。圧迫感はあまり受けない（上限か）。
10° ～12°	400m	眼いっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり、周囲の景観とは調和しえない。
20°	200m	見上げるような仰角になり、圧迫感も強くなる。

出典：「環境アセスメント技術ガイド自然とのふれあい」（2002 年 10 月　財団法人自然環境研究センター）

(2) 予測の不確実性

計画段階であるため予測の不確実性はあるが、計画施設の大きさは現時点における最大条件で予測しており、今後、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討する。方法書以降の手続きにおいて、計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。

4.2.3　評価

4.2.3.1　評価方法

予測結果をもとに、対象計画案ごとに主要な眺望点、景観資源及び眺望景観への影響について、計画施設との位置関係等から比較整理し、重大な環境影響の程度について評価した。

4.2.3.2　評価結果

(1) 景観資源及び主要な眺望点の改変の状況

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

(2) 施設の存在による眺望景観への影響

予測地点からの眺望景観について、景観 1、景観 3 及び景観 4 については、計画施設の建屋及び煙突の大部分が周辺の住宅や、樹林、工場等の建築物に遮られることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。景観 2 については、計画施設の建屋及び煙突を遮る遮蔽物等が少ないことから、眺望景観の変化は大きいと予測する。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 4 では A 案、景観 2 及び景観 3 では B 案のほうが大きく、景観 1 ではほぼ同等となっている。

また、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度（表 4.2.9 参照）を下回っている。

施設の詳細な計画に当たっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価する。

4.3　総合評価

大気質及び景観に係る総合評価は、表 4.3.1 に示すとおりである。

4.3.1　大気質

大気質については、予測結果（寄与濃度）にバックグラウンド濃度を加えた将来濃度は、いずれの対象計画案においても同等の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。

4.3.2　景 観

いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。

また、予測地点からの眺望景観について、景観 1、景観 3 及び景観 4 については、眺望景観の変化は小さく、景観 2 については変化が大きいと予測する。

予測地点から計画施設を望む仰角は、景観 4 では A 案、景観 2 及び景観 3 では B 案のほうが大きく、景観 1 ではほぼ同等となっている。また、すべての地点において圧迫感を受ける目安である 10 度を下回っている。

施設の詳細な計画に当たっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価する。

表 4.3.1　総合評価

計画段階配慮事項	項目		予測結果 A案（敷地中央配置）	予測結果 B案（敷地東側配置）	総合評価
大気質	最大着地濃度地点の将来濃度（年平均値） （寄与濃度＋バックグラウンド濃度）	二酸化窒素（ppm）	0.0083		【対象計画案による比較】 いずれの対象計画案においても、予測結果は概ね同等の値となる。 【重大な影響の有無】 環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。
		浮遊粒子状物質（mg/m^3）	0.0123		
		ダイオキシン類（$pg\text{-}TEQ/m^3$）	0.0158		
景観	景観資源及び主要な眺望点の改変の状況		なし		【重大な影響の有無】 直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。
	眺望景観への影響（仰角）	景観1 東中学校前（度）	4.1	4.0	【対象計画案による比較】 予測地点から計画施設を望む仰角は、景観4ではA案、景観2及び景観3ではB案のほうが大きく、景観1ではほぼ同等となっている。 【重大な影響の有無】 景観1、景観3及び景観4については、計画施設の建屋及び煙突の大部分が周辺の住宅や、樹林、事業所等の建築物に遮られることから、眺望景観の変化は小さいと予測する。景観2については、計画施設の建屋及び煙突を遮る遮蔽物等が少ないことから、眺望景観の変化は大きいと予測する。 予測地点から計画施設を望む仰角は、すべての地点において圧迫感を受ける目安である10度を下回っている。 施設の詳細な計画に当たっては、出来る限り影響を低減するように計画諸元を検討することから、いずれの対象計画案についても、眺望景観に重大な影響が生じることはないと評価する。
		景観2 矢田川河川緑地東（度）	7.2	7.9	
		景観3 本地ヶ原東公園（度）	9.3	9.7	
		景観4 矢田川河川緑地西（度）	4.4	4.1	

第５章　配慮書についての縦覧状況並びに意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

第5章　配慮書についての縦覧状況並びに意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

5.1　配慮書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

5.1.1　縦覧状況

・縦　覧　期　間：令和７年 11 月 26 日（水）～12 月 25 日（木）
・意見書提出期限：令和７年 12 月 25 日（木）

表 5.1.1　配慮書についての縦覧状況

縦覧場所		閲覧者数
－	尾張東部衛生組合	4
尾張旭市	尾張旭市市民生活部環境課	0
瀬戸市	瀬戸市市民生活部環境課	0
長久手市	長久手市くらし文化部環境課	1
名古屋市	名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課	1
	名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課	1
	名古屋市守山区役所	0
	名古屋市守山区役所志段味支所	0
	名古屋市名東区役所	0
合　計		7

5.1.2　意見書の提出状況

配慮書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計２通（２名から計 25 件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表 5.1.2 に示すとおりである。

表 5.1.2　配慮書についての意見書の意見の分類

分　　類	意見数
第１章　都市計画決定権者の名称	0
第２章　都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	16
第３章　配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	2
第４章　計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	0
第５章　計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	6
第６章　総合評価	1
第７章　計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	0
合　計	25

5.2　配慮書についての意見の概要及び見解

配慮書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表5.2.1(1)～(11)に示すとおりである。

表 5.2.1(1)　配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章　都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
1	＊晴丘センターの環境負荷の実績を示すべき（配慮書p2-1） 理由：「尾張東部衛生組合（以下「本組合」という。）では、組合が管理・運営する一般廃棄物処理施設（晴丘センター）において瀬戸市、尾張旭市及び長久手市（以下「組合市」という。）で発生するごみの処理を行っている。」p2-1とありますが、その環境負荷の実績を配慮書へ追加記載してください。廃棄物処理法に基づき、維持管理計画と実績をインターネットで公表することが義務付けされているため、可能なはずです。晴丘センター排ガス測定結果（令和7年度）は、次表のように自主規制値を十分クリアしています。 配慮書p2-15　表 2.2.5 規制基準値等 令和7年度実績 1号炉 2号炉 項目 / 単位 / 計画施設の法規制値 / 既存施設 自主規制値等 / 既存施設 法規制値 排ガス(注1) ばいじん / g/m³N / 0.04 / 0.05 / 0.08 / <0.0002 <0.0002 硫黄酸化物(SOx) / － / K値=9.0(注2) / 30ppm / K値=9.0 / 6~12 7~13 塩化水素(HCl) / ppm / 430(注3) / 50 / 430 / 5~14 1~10 窒素酸化物(NOx)(注4) / ppm / 250 / 150 / 250 / 99~110 94~100 ダイオキシン類 / ng-TEQ/m³N / 0.1 / 1 / 1 / 0.013 0.040 水銀 / μg/m³N / 30 / 50 / 50 / 1.6 ,1.7 1.1 ,1.7 悪臭 臭気指数（敷地境界） / － / 15 / 15 騒音 昼間（8時～19時） / デシベル / 70 / 70 騒音 朝・夕（6時～8時、19時～22時） / デシベル / 65 / 65 騒音 夜間（22時～翌6時） / デシベル / 60 / 60 振動 昼間（7時～20時） / デシベル / 70 / 70 振動 夜間（20時～翌7時） / デシベル / 65 / 65	現施設の令和6年度の排ガス測定結果を、配慮書「第3章　3.2.9.3　維持管理の状況」に記載しています。測定結果は、現施設の施設基準値を下回っています。
2	＊晴丘センターの焼却処理実績を示すべき（配慮書p2-2） 理由：尾張東部衛生組合の既存のごみ焼却施設300t/日がどう利用されているかを理解するために、廃棄物処理法に基づき、焼却炉の維持管理計画と実績をインターネットで公表することが義務付けされているため、可燃ごみ焼却量の実績を配慮書へ追加記載してください。 尾張東部衛生組合晴丘センターのホームページ（データ集の廃棄物処理施設の維持管理情報）には、2025年10月の平均は218.16t/日、9月は144.12t/日、8月は160.31t/日、7月は174.04t/日、6月は202.62t/日、5月は187.62t/日、4月は154.38t/日とあり、既存のごみ焼却施設の300t/日がそもそも過大と言わざるをえません。ほとんどが2炉の交互運転で済んでいます。	配慮書「第2章　2.2.4.2　処理能力の算定」表2.2.3可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込みに令和4年度実績を記載しています。また、計画施設の処理能力は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第24032920号）に示される算定式において算定しており、焼却炉の補修・点検等による停止日数や、地震や水害等に伴い発生する災害廃棄物処理分も考慮し、新可燃ごみ処理施設の施設規模を205ｔ/日で設定しております。 今後もごみの減量状況等を見据えながら必要に応じて計画目標年次のごみ量推計の見直しを行い、受注者選定時までに施設規模を決定する予定です。

表 5.2.1(2)　配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	＊今までの意見聴取結果を示すこと（配慮書 p2-3） 理由：「各段階において検討委員会で適地選定の方法・結果について意見聴取を行い、その妥当性について確認した。」p2-3 とありますが、この配慮書で候補地選定経緯を避けるなら、せめて、その意見聴取の結果を示してください。 2024 年 2 月 29 日のパブコメは 3 名 17 件の意見があったとありますが、「最優秀候補地選定について」は「最優秀候補地として現行の場所を選定しているが、良い判断になったと思う。理由は、周辺とのトラブルもなく、3 市のほぼ中央であるため。」と、賛成意見だけですが、これ以外の反対意見はなかったのですか。 尾張北部環境組合の準備書〈2020 年）で「方法書への意見「“同意を得たのは、江南市の３地区であり、扶桑町の３地区については、すべての地区で同意が得られていない状況でしたが、…総合的に勘案し、概ね地元の合意形成は得られたものと判断しました。”p221 とある。やはり扶桑町の 3 地区では同意が得られていなかったため、扶桑町地区での事業講演会を 2014 年 10 月 26 日、2015 年 2 月 21 日 2 回開催し、アンケート結果では「般若の候補地に選定された理由に人家が少ないことがある。本当に安全なら、それは選定事由に入れてはならない。そうしたことが不信につながる。」という意見まで残っている（江南市 WEB 建設地決定までの取り組み)。これを合意形成が得られたと判断しただけであり、将来的に問題を残している。」ということを繰り返さないようにしてください。	意見聴取結果については、個別具体の意見を列挙するのではなく、共通する課題や検討上の視点として整理し、ごみ処理施設整備基本構想の中で最優秀候補地を決定しています。その方法等については、配慮書「第 2 章　2.1.4 建設予定地の選定経緯」の図 2.1.2 候補地選定のフロー及び表 2.1.2(1)比較項目と評価基準に記載のとおりです。 本配慮書は、事業の早期段階における環境配慮の方向性を示す図書であることから、意見の詳細な内容は記載せず、整理した配慮事項を中心にお示ししています。 なお、候補地選定を行った「ごみ処理施設整備基本構想（案)」に対するパブリックコメントの結果については、3 名 17 件の意見があり、候補地については賛成意見 1 件であり反対意見等はございませんでした。 意見及び意見に対する回答は組合ホームページにおいて公表しています。
4	＊候補地の選定を計画段階環境配慮書で行なうべきであった（配慮書 p2-3） 理由：「候補地の選定は地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元に多大な影響を及ぼすことが懸念されたため、候補地の選定後に計画段階環境配慮書の手続きを実施した。」p2-3 とありますが、愛知県環境影響評価条例第 4 条の 2 では「配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価指針で定める事項を決定するに当たっては（略）検討を行わなければならない。」とあり、順序が異なります。どの地点を候補地にするかは、それこそ地元に多大な影響を及ぼすことが懸念されるため、秘密裏に行なう事は許されません。	配慮書において、位置の複数案の設定が重要であると理解しておりますが、ごみ処理施設という性質上、建設候補地の選定は地元の理解が非常に重要であり、選定段階で複数の候補地を公表することは、それぞれの地元に多大な影響を及ぼすことが懸念されるため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施することといたしました。 なお、愛知県環境影響評価条例第 4 条の 2 につきましては、環境影響評価指針において、「第 4　位置等に関する複数案を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合にはその理由を明らかにするものとする。」とされており、本配慮書では理由として「ごみ処理施設整備基本構想」において候補地選定が行われている旨を記載しています。

表 5.2.1(3)　配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
5	＊今回晴丘センターを選定した評価結果を示すべき（配慮書 p2-3） 理由：「評価基準を定めて比較評価を行い、得点が最も高かった現有施設の敷地を最優秀候補地として絞り込んだ。」とありますが、以下の部分で「比較項目と評価基準」（配慮書 p2-5, 2-6）はありますが、その評価結果ぐらいは示してください。 ◎○△はそれぞれ何点で、結果的にどこが選定されたのかがわかるようにしてください。少なくとも「尾張東部組合ごみ処理施設整備基本構想」の表 7－8 比較評価表 p150 ぐらいは追加してください。 　比較評価表の表題に追加したように、基本構想の全段階で A, B が消えて C`～H’になったので、尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想 p 149 で「次に、候補地C`～候補地H’に対し、技術面、環境面、土地利用面、用地取得可能性、経済」・維持管理面、余熱利用面の 6 点から評価項目を設定し、比較評価を行います。」とあります。比較評価表 7-8 を以下に示します。  尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備基本構想　次に、候補地 C ’～候補地 H’ に対し、 技術面、環境面、土地利用面、用地取得可能性、経済・ 維持管理面、余熱利用面の 6 点から評価項目を設定し、比較評価を行います。p149 比較評価表を表 7 8 に示します。　　表 7－8 比較評価表	いただいた御指摘を踏まえ、方法書以降で評価結果の掲載について改めて検討します。
6	＊今までの意見聴取結果を示すこと（配慮書 p2-3） 理由：「各段階において検討委員会で適地選定の方法・結果について意見聴取を行い、その妥当性について確認した。」p2-3 とありますが、この配慮書で候補地選定経緯を避けるなら、せめて、その意見聴取の結果を示してください。 　2024 年 2 月 29 日のパブコメは 3 名 17 件の意見があったとありますが、「最優秀候補地選定について」は「最優秀候補地として現行の場所を選定しているが、良い判断になったと思う。理由は、周辺とのトラブルもなく、3 市のほぼ中央であるため。」と、賛成意見だけですが、これ以外の反対意見はなかったのですか。 　尾張北部環境組合の準備書〈2020 年〉で「方法書への意見「“同意を得たのは、江南市の 3 地区であり、扶桑町の 3 地区については、すべての地区で同意が得られていない状況でしたが、…総合的に勘案し、概ね地	意見番号 3 で回答したとおりです。

表 5.2.1(4)　配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

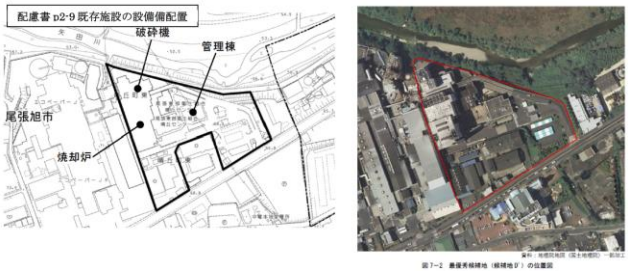
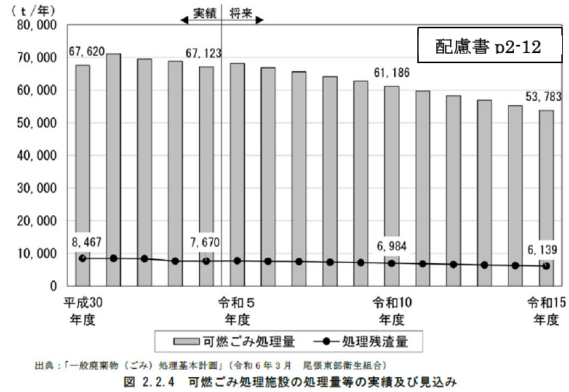
<table>
<tr><th>番号</th><th>意見の概要</th><th>都市計画決定権者の見解</th></tr>
<tr><td>6</td><td>（続き）元の合意形成は得られたものと判断しました。”p221 とある。やはり扶桑町の 3 地区では同意が得られていなかったため、扶桑町地区での事業講演会を 2014 年 10 月 26 日、2015 年 2 月 21 日 2 回開催し、アンケート結果では「般若の候補地に選定された理由に人家が少ないことがある。本当に安全なら、それは選定事由に入れてはならない。そうしたことが不信につながる。」という意見まで残っている（江南市 WEB 建設地決定までの取り組み)。これを合意形成が得られたと判断しただけであり、将来的に問題を残している。」ということを繰り返さないように。</td><td>（続き）</td></tr>
<tr><td>7</td><td>＊事業実施想定区域の位置はどうなっているのか（配慮書 p2-9）
理由：位置：愛知県尾張旭市晴丘町東地内（図 2.2.1 及び図 2.2.2 参照)、面積：約 2.1ha となっており,既存施設の設備配置 p2-9 となっているが、ごみ処理施設整備基本構想（2024 年 3 月尾張東部衛生組合）では、住所：尾張旭市晴丘町東 33-1 他　面積：約 24,000 ㎡として、同じ位置を示しているはずなのに。面積（2.1ha ←→2.4ha）も形状（H 工業のくぼみの有無）も異なる。その理由を示してください、

</td><td>「ごみ処理施設整備基本構想」においては、約 24,000m² の範囲を候補地として選定しましたが、関係者との協議を経て、配慮書に記載の形状・範囲が事業実施想定区域となっています。</td></tr>
<tr><td>8</td><td>＊令和 15～22 年度の処理量予測を示すべき（配慮書 p2-10）
理由：「施設規模について（略）稼働開始年度から 7 年以内で処理量が最大となる令和 17 年度とした」p2-10 とありますが、実績は令和 4 年度、将来は令和 5 年度から令和 15 年度までしかありません（配慮書 p2-10)。令和 15～22 年度の処理量予測を示してください。令和 17 年度の処理量はどれだけなのですか。
しかも令和 5 年度から令和 15 年度までは順次、ごみ処理量は減少してきています。稼働目標年度の令和 15 年度から 7 年の令和 22 年度までで、処理量が最大となる令和 17 年度というのは常識的ではありません。もし理由があれば示してください。
図表3-1 構成市の人口推計値推移
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 p29　（単位:人）
<table>
<tr><th>構成市</th><th>2017年
(平成29年)</th><th>2020年</th><th>2025年</th><th>2030年</th><th>2035年</th></tr>
<tr><td>瀬戸市</td><td>130,211</td><td>129,650</td><td>127,275</td><td>124,507</td><td>121,946</td></tr>
<tr><td>尾張旭市</td><td>83,324</td><td>82,637</td><td>81,980</td><td>80,743</td><td>79,041</td></tr>
<tr><td>長久手市</td><td>57,195</td><td>60,928</td><td>63,611</td><td>64,816</td><td>65,482</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>270,730</td><td>273,215</td><td>272,866</td><td>270,066</td><td>266,469</td></tr>
</table>
※2017(平成29)年度は住民基本台帳（10月1日付）における実績値。2020年以降は以下を参照。
・瀬戸市人口ビジョン（2016(平成28)年2月）における目標とする将来人口
・尾張旭市人口ビジョン（2016(平成28)年3月）における基本ケースの推計値
・長久手市将来人口推計報告書（2017(平成29)年3月）における推計値（パターン４）</td><td>配慮書「第 2 章　2.2.4.2　処理能力の算定」(2)施設規模に記載のとおり、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」のごみ量の推計は令和 15 年度までであることから、令和 17 年度のごみ量は令和 15 年度のごみ量が一定に推移するものと仮定し、67,474t/年と設定しています。
現在検討を進めているごみ処理施設整備基本計画の検討の中で、スケジュールについて見直しを行い、稼働開始が令和 17 年度となる見込みです。表 2.2.3 可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込みのとおり、ごみの排出量は年々減少していくことから年間計画処理量が施設稼働開始後に最大となる令和 17 年度を設定しています。
今後もごみの減量状況等を見据えながら必要に応じてごみ量推計の見直しを行い、受注者選定時までに施設規模を決定する予定です。</td></tr>
</table>

表 5.2.1(5)　配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

<table>
<tr><th>番号</th><th>意見の概要</th><th>都市計画決定権者の見解</th></tr>
<tr><td>9</td><td>＊人口推計は正しいのか（配慮書 p2-11）
理由：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和 6 年 3 月　尾張東部衛生組合）では、ごみ排出量の実績及び見込みとして、実績は令和 4 年度、将来は令和 5 年度から令和 15 年度まで示してありますが、その基本となる将来人口の根拠が各市バラバラです。
　一般的に将来人口の予測は国立社会保障・人口問題研究所は「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計)」で行ない、愛知県もそれに従っていますが、2035 年度は 145,229 人であり、計画の 266,469 人はあまりにも過大と思われます。ごみ発生量の基本となる人口ですから、再検討が必要です。
<table>
<tr><th>市区町村</th><th colspan="7">総人口（人）</th></tr>
<tr><th></th><th>2015</th><th>2020</th><th>2025</th><th>2030</th><th>2035</th><th>2040</th><th>2045</th></tr>
<tr><td>瀬戸市</td><td>129,046</td><td>124,863</td><td>119,610</td><td>113,677</td><td>107,415</td><td>101,282</td><td>95,490</td></tr>
<tr><td>尾張旭市</td><td>80,787</td><td>79,998</td><td>78,348</td><td>76,156</td><td>73,631</td><td>71,028</td><td>68,573</td></tr>
<tr><td>長久手市</td><td>57,598</td><td>62,214</td><td>65,514</td><td>67,950</td><td>69,563</td><td>70,432</td><td>70,660</td></tr>
<tr><td>3 市 計</td><td>140,400</td><td>144,232</td><td>145,887</td><td>146,136</td><td>145,229</td><td>143,500</td><td>141,278</td></tr>
</table></td><td>　組合のごみ処理基本計画における将来人口の推計値につきましては、組合市ごみ処理基本計画の将来人口の推計値を踏まえ設定しております。
　また、お示しいただいた国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の最新データ（令和 5（2023）年推計）を確認したところ 2035 年度の組合市計は 261,356 人であり、御指摘のような大きな乖離はないと考えます。
　なお、将来人口の不確実性については、認識しており、今後の人口動態やごみ発生量の変化を継続的に把握し、必要に応じて見直し等を行うことで、過大な環境負荷が生じないよう配慮します。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>＊処理能力は過大投資ではないのですか。（配慮書 p2-12）
理由：一般廃棄物処理基本計画（令和 6 年 3 月 尾張東部衛生組合）では可燃ごみ処理量は令和 15 年度の 53,783t/年としていますが
令和 5 年度が最高で、その後順に減少してきていますが、これは過大投資となり、市民の金銭的負担が多くなるのではないのですか。余裕を持つのは大事ですが、実績が能力の半分程度では過大と言えます。
　豊橋田原ごみ処理施設は旧施設のアセスメントを 2015 年から始め、焼却能力 610t/日に対し処理実績が 520t/日（2016 年度）であったため、配慮書（2015 年）・方法書（2017 年）では 520t/日、準備書〈2019 年）では 450t/日に縮小し、準備書見直し（2019 年）では 417t/日と再度の縮小しています。こうしたことのないよう、尾張東部衛生組合も、当初から将来人口予測はしっかり検討してください。


出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和 6 年 3 月　尾張東部衛生組合）
図 2.2.4　可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込み</td><td>　計画施設の処理能力は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知)」（環循適発第 24032920 号）に示される算定式に基づき、焼却炉の補修・点検等による停止日数や、地震や水害等に伴い発生する災害廃棄物処理分も考慮して算定を行っており、過大投資とならないように進めてまいります。
　配慮書手続きは計画の早期段階から行うものであるため、一部の計画内容については、今後さらに精度・熟度を向上させていく段階にあります。将来人口の不確実性については、認識しており、今後の人口動態やごみ発生量の変化を継続的に把握し、必要に応じて見直し等を行うことで、過大な環境負荷が生じないよう配慮していく考えです。</td></tr>
</table>

表 5.2.1(6)　配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
11	2-14 ページ、表 2.2.4（「・・・都市計画・・・」においては 16 ページ、表 2.3.4）の「処理方法の抽出結果」は、環境省の資料-注　とは、分類が異なっている。また、説明内容も違いが多い。 ざっくり検索して得られる情報の範囲では、環境省の資料の分類、説明に近いものが多く見られる。 今後、具体的な施設計画が検討されると思うが、上記の「方式」の分類、説明に沿って検討されるとすれば、計画案の比較評価に問題が起きるのではと懸念する。 令和 6 年策定の「ごみ処理施設整備基本構想」の「抽出結果」を引用しているとのことだが、すでに情報が古いのではないか。 現時点の計画段階（構想段階）で、分類、説明を修正するべきではないか。仮に時間的に制約があるとすれば、次の計画段階で見直す旨を書きこむべきではないか。 注-https://www.env.go.jp/recycle/waste/conf_bid-cont/02/mat02_1.pdf	御提供いただいた環境省資料は、平成 17 年の「廃棄物処理施設建設工事に係る入札・契約適正化検討会」の資料と思料します。 当該資料に記載のあるキルン式やガス化改質式は直近 10 年間で整備の実績が無いことから選定していません。また、バイオガス化は環境省が推進しており直近 10 年間で複数の実績があります。 基本構想では、これらを反映して作成しております。
12	＊公害防止の基本的な考え方を示すべき（配慮書 p2-15） 理由：「計画施設の排出基準（自主規制値）については、規制基準を遵守し、かつ既存施設の自主規制値を満たす基準値を今後検討する計画である。」p2-15 では、基本的な考え方とはいえません。 既存施設の自主規制値は既に存在し、その実績もあるのだから、表に新設施設の具体的な自主規制値を示すことはできるはずです。それぐらいはこの基本的な考え方で示してください。	法規制値や既存の自主規制値を踏まえ、今年度策定する「ごみ処理施設整備基本計画」において検討を行っています。 方法書において、計画施設の自主規制値をお示しする予定です。
13	＊大気汚染対策を具体的な排ガス処理方法を今後、検討？（配慮書 p2-15） 理由：一般的な大気汚染対策として、NOx、ダイオキシン類は燃焼管理による排出抑制、その他の物質、ダイオキシン類の除去に、ろ過式集じん器と薬剤噴霧の併用が行なわれている。「本施設についてもこれらの対策を基本とし、具体的な排ガス処理方法を今後、検討していく計画としている。」p2-15 と、大気汚染対策は未だ決定していません。このような状態で配慮書手続きを行なうべきではありません。	配慮書手続きは計画の早期段階から行うものであるため、一部の計画内容については、今後さらに精度・熟度を向上させていく段階にあります。 排ガスは、規制基準を遵守し、かつ既存施設の自主規制値を満たす基準値を検討することとしています。それを達成する具体的な排ガス処理方法については、今年度策定する「ごみ処理施設整備基本計画」において技術面や経済性も含め検討を行い、今後決定します。

表 5.2.1(7)　配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

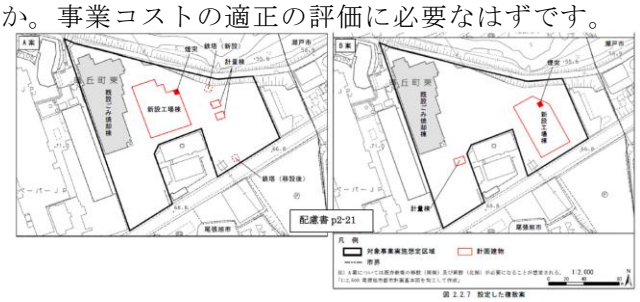
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
14	＊放流先の明記を（配慮書p2-15） 理由：水質汚濁対策として「プラント排水については、排水処理を行ったのち場内で再利用し、残りは規制値以下とし公共用水域に放流、生活排水については合併処理浄化槽で処理を行ったのちに公共用水域に放流する計画である。雨水は、調整池に一旦貯留したのちに放流する計画である。」p2-15とありますが、その放流先を明記してください。 また、自主基準値に水質汚濁対策の内容を追加してください。「規制値以下として公共用水域に放流」だけではわかりません。	水質の規制値等について、方法書において追加します。 放流先は、現施設と同様に矢田川を計画していますので、その旨を追記します。
15	＊可能な限り低公害型建設機械使用？（配慮書p2-16） 建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。」p2-16とありますが、「可能な限り」と限定する必要はありません。発注条件で「低公害型建設機械の使用」をすればいいのです。	排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、特に低振動型について、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としております。排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。 なお、発注条件への記載方法については、今後検討してまいります。
16	＊ごみ処理施設整備基本構想と異なるのに、位置の検討はしないのか（配慮書p2-19） 理由：「ごみ処理施設整備基本構想」において候補地選定が行われているため、愛知県尾張旭市晴丘町東地内の1案とする。対象事業実施想定区域については、既存施設用地及び隣接地の約2.1haの1案とする。」p2-19とありますが、ごみ処理施設整備基本構想では、尾張旭市晴丘町東33-1他と住所が明確に示してあるのに、なぜ、晴丘町東地内とぼかすのですか、同様に、面積は約24,000㎡であるに「既存施設用地及び隣接地の約2.1ha」として減少しているのはなぜですか。 また、A案の「新設工場棟」の部分には、既設の「東部衛生組合晴丘センターの管理棟」p2-9があるはずですが、それを東側に移設せざるを得ないのに、「新設工場棟」はなぜ白紙になっているのですか。 B案では計量棟が一つでいいのですか。鉄塔の移設、新設がA案はなぜ必要で、B案は不要なのですか。事業コストの適正の評価に必要なはずです。  	所在地の記載や敷地形状は異なりますが、事業実施想定区域の位置としては基本構想と同様であることから、位置の検討は複数案として設定していません。 対象事業実施想定区域の所在地については、愛知県の環境影響評価の他事例での記載も踏まえ、「晴丘町東地内」としています。 面積については、「ごみ処理施設整備基本構想」において約 24,000㎡の範囲を候補地として選定しましたが、関係者との協議を経て、配慮書に記載の形状・範囲が事業実施想定区域となっています。 既存の管理棟については、現時点では両案とも解体する計画です。 計量棟については、現時点で想定される配置・棟数として複数案を設定していますが、詳細は車両動線等も踏まえ今後検討してまいります。 鉄塔の移設については、対象事業実施想定区域の上空を特別高圧線が通っており、A 案の配置とする場合には離隔距離を確保するために移設を想定しています。

表 5.2.1(8)　配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第３章　配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況		
17	＊哺乳類（重要種）の例示根拠は？（配慮書p3-55） 理由：哺乳類（重要種）p3-55は、6目12科21種ですが、例示したのは、ヒミズやノウサギ、ハタネズなどとありますが、21種のうちこの3種を例示した意味はあるのですか。重要なものとか、よく見つけるものとかの判断があるのですか。逆に鳥類（重要種）p3-56は17目41種128種だけ、昆虫類（重要種）p3-6は13目97科258種だけ、植物（重要種）は119科506種p3-69だけなど、例示はないのは意味があるのですか。 以下、爬虫類（重要種）p3-58は、2目5科10種ですが、例示したのは、ニホンイシガメ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等とありますが、10種のうち、この3種を例示した意味、両生類（重要種）p3-58は、2目6科16種ですが、例示したのは、アカハライモリ、ナゴヤダルマガエル、カスミサンショウウオ、トウキョウサンショウウオ、ハコネサンショウウオ等とありますが、16種のうち、この5種を例示した意味、魚類（重要種）p3-59は、7目18科60種ですが、例示したのは、ニホンウナギ、ウツセミカジカ、カマキリ、タナゴ、イタセンパラ、ドジョウ、ナマズ等とありますが、60種のうち、この7種を例示した意味はあるのですか。よく見つかる種を選んだのですか、とすればその根拠は何ですか。	重要種の例示に当たっては、以下の考え方に基づき整理を行いました。 ・哺乳類：環境省レッドリストには選定されていないものの、愛知県や名古屋市で選定されている種としました。特に名古屋市での重要度が高く、事業実施区域周辺に見られる河川草地や畑地等に生息の可能性がある種を抽出しています。 ・鳥類・昆虫類・植物：既存文献による確認種数が多いため、個別の種名の例示はせず、生息・生育環境との関連性について記載しました。 ・爬虫類・両生類・魚類：主要な生息環境ごとに数種ずつ例示しています。 例示する種についての規定等はなく、また現地調査も未実施であるため、既存文献から地域特性や代表性を勘案して任意に選定し記載しています。
18	＊周囲に保育施設等が多いので、十分な配慮を（配慮書 p3-107） 理由：現地調査で、南西側約 320m に位置する福祉施設である「尾張旭ケアセンターそよ風」、東側約 380m の福祉施設「うららか」をはじめ、福祉施設が 111 施設 p3-112～118、保育施設が 90 施設 p3-115～119 もあり、環境保全上十分な配慮が必要です。大気については、排出濃度を規制値はもちろん、それをさらに削減することが必要です。	住居系の土地利用が近接している地域であり、配慮が必要な施設も多くあることを認識し、環境影響評価及び施設整備を行ってまいります。 なお、煙突排ガスについては、法規制値や既存の自主規制値を踏まえ、今年度策定する「ごみ処理施設整備基本計画」において検討を行っています。方法書において、計画施設の自主規制値をお示しする予定です。
第５章　計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果		
19	＊予測条件は更なる削減実行を（配慮書 p5-8） 理由：大気の予測条件が、ばいじん 0.04g/m^3N、NOx 150ppm、ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/m^3N となっていますが、既存施設の自主規制値 p2-15 と異なります。ばいじん 0.05g/m^3N、NOx150ppm、ダイオキシン類 1ng-TEQ/m^3N となっています。この理由は、計画施設の法規制値が 0.04g/m^3N、ダイオキシン類 0.1ng-TEQ/m^3N なので、しょうが無く予測条件を下げただけです。 NOx だけは自主規制値の 150ppm としただけですが、実績とから見て、現状と同じ排ガス処理施設でも、ばいじんは 0.002 未満、NOx は 120ppm、ダイオキシン類は 0.05ng-TEQ/m^3N で十分遵守できる値で	配慮書では、過小評価となることのないよう、現在想定される最大の排出濃度で予測を行いました。 法規制値や既存の自主規制値を踏まえ、今年度策定する「ごみ処理施設整備基本計画」において検討を行っています。 方法書において、計画施設の自主規制値をお示しする予定です。

表 5.2.1(9)　配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

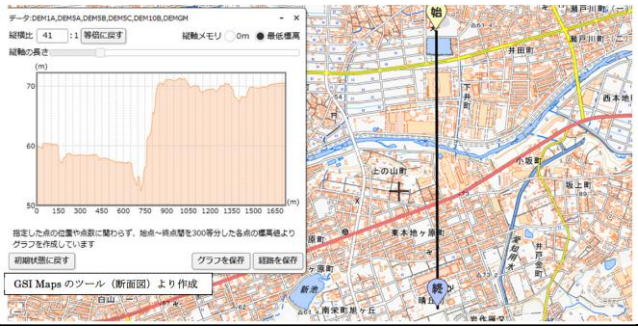
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
19	（続き）す。「今後検討を行い、項目の精査と併せて既存施設と同等又はさらに削減した値を自主規制値とする計画である。」を現実に実施してください。少なくとも、現自主規制値以下とすべきではないでしょうか。	（続き）
20	＊大気予測は地形・気象を考慮して（配慮書 p5-10） 理由：「方法書以降の手続きにおいて、気象の現地調査の実施や計画施設の計画諸元について十分検討したデータに基づいた予測を行う。」p5-10 とあることを確実に実行してください。 この地域は計画地に隣接する矢田川を中心に、北側が平均標高 60m で、南側が約 10m 高くなり平均標高 70m と地形が大きく変更し、風向・風速も変化します。現地気象調査をそうした観点で行い、必要な大気予測方法を定めてください。とても簡易なプルーム・パフモデルでは対応できないと思われます。 ちなみに、岡崎西尾地区ごみ処理施設（2024 年）の準備書では、供用時のばい煙予測はプルーム中心軸の補正を行っています。 	事業実施想定区域の標高が約 70m、煙突高さ 59m を計画しており、さらに有効煙突高（吐出速度や排ガス温度による上昇）もあるため、煙突排ガスが拡散する高さにおいては地形による著しい影響は想定されないものと考えていますが、今後、現地での地上気象調査・上層気象調査により現況を把握したうえで、予測を行ってまいります。
21	＊バックグラウンドと同程度？（配慮書 p5-11） 理由：「ばい煙の排出による大気質への影響の予測結果は（略）最大着地濃度地点における将来濃度は、バックグラウンド濃度と同程度になると予測される。」p5-11 とありますが、年平均値が NO_2 は 0.007 が 0.083ppm と、1.186 倍、SPM は 0.012 が 0.0123mg/m^3 と 1.025 倍にもなるのに、同程度になると評価するのは極端です。 また、「将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、」p5-11 の評価結果と表現が異なるのは納得できるものではありません。	将来濃度とバックグラウンド濃度の差は、大気汚染測定局で観測される一般的な濃度変化の範囲内に収まるような微小な変化となっており、有意差や実質的な環境変化として捉えるには小さく、将来濃度はバックグラウンド濃度と「同程度」と見なすことができると考えます。 配慮書 p5－11 における「将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、」の記載については、複数案での将来濃度の違いについて、配慮書 p5－10 の予測結果の「A 案（敷地中央配置）、B 案（敷地東側配置）ともに同等の値となり、施設配置の複数案による違いはない。」をより簡潔に記載したものです。

表 5.2.1(10)　配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

<table>
<tr><th>番号</th><th>意見の概要</th><th>都市計画決定権者の見解</th></tr>
<tr><td>22</td><td>＊ 環境基準を下回るから 重大な影響が生じないと言えるのか（配慮書 p5-11、都計構想 p222）
理由：「将来濃度は、いずれの対象計画案においても同様の値となり、すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。」p5-11 とありますが、これでは環境基準までは上回ってもいいという考えに落ちいります。さらにそれ以上の環境を求めるのが本来の環境影響評価の趣旨です。</td><td>配慮書においては、環境影響の重大性について検討することとされていることから、このような評価としています。
準備書以降において、具体的な環境保全対策を明らかにし、基準等との整合のほか、環境基準以下の場合でも、環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているかについて評価を行います。</td></tr>
<tr><td>23</td><td>＊眺望景観で予測に依存施設が残っているのはおかしい（配慮書 p5-8 など）
理由：眺望景観の予測で、景観 3 本地ケ原東公園で、現況の眺望状況で既存施設があるが、A 案（敷地中央配置）p5-24 では、計画施設と既存施設が 2 本並んでいる。B 案（敷地東側配置）p5-25 でも同様に 2 本見える。 計画施設ができてから、しばらくは既存施設と並行して稼働することはあっても、基本的には解体し緑地化などとするはずです。その時の完全な姿を予測すべきです。それとも、既存施設は永久にそのまま残しておくのでしょうか。いずれにしても既存施設の解体時期は明記しておいてください。
以下、景観 4 矢田川河川緑地西 p5-26,27。景観 1 東中学校前 p5-20,21、景観 2 矢田川河川緑地東 p5-22,23 ではわかりにくいが多分同じことです。</td><td>現時点で、既存施設の解体時期は未定となっています。このため、影響が最も大きくなる既存施設と計画施設の両方が存在する条件で予測を行っています。</td></tr>
<tr><td>24</td><td>＊仰角の予測結果は正しいのか（配慮書 p5-28）
理由：景観予測で仰角を計算しているがその結果 p5-28 が、計算式通りに行っても出てこない。仰角の計算式 p5-17 は
仰角° ＝tan-1（(対象物高(m) － 眺望点高（m)) / 水平距離(m)) ×180/π
π：円周率
注）眺望点高については、視点の高さ(1.5m)とした。
であり、tan-1 があるだけなので、素直にそれをエクセルに組み込んで右表で計算したが、いずれも仰角が小さめに計算してあるようです。全面的な再検討をお願いします。
名古屋高速道路公社は 2024 年 6 月 21 日に「名古屋高速道路公社で進めている都心アクセス関連事業（新洲先地区、黄金地区、栄・丸田町地区）では、事業説明会等で説明した騒音予測結果に誤りがありましたので予測結果及び環境保全対策の一部を訂正させていただきます。今回の事案について、再発防止の徹底に努めてまいります。」と記者発表しています。その内容は、「再予測の結果は、新洲先地区では</td><td>仰角の計算結果は正しいことを再確認しました。
例として、A 案の「景観 1 東中学校前」の計算過程を下記に示します。
【条件】
眺望点高=1.5m、対象物高=59m、
水平距離=806m
【計算式】
仰角=tan-1（(対象物高-眺望点高)/
水平距離)×180/π
=tan-1（(59-1.5)/806)×180/π
=tan-1（0.0713)×180/π
=4.081
≒4.1

なお、お示しいただいた表中の計算結果は、眺望点高 1.5m が考慮されていないため、仰角がやや大きく計算されたと考えられます。</td></tr>
</table>

	高さ	水平	ATAN	仰角	p5-28
A1	59	806	0.0731	4.19	4.1
A2	59	453	0.1295	7.42	7.2
A3	59	350	0.1670	9.57	9.3
A4	59	744	0.0791	4.53	4.4
B1	59	828	0.0711	4.08	4.0
B2	59	417	0.1406	8.05	7.9
B3	59	338	0.1728	9.90	9.7
B4	59	802	0.0734	4.21	4.1
例	59	59	0.7854	**45.00**	45

表 5.2.1(11)　配慮書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	（続き）最大7dB、黄金地区では最大5dB、栄・丸田地区では最大3dB増加しますが、いずれの地区においても必要な環境保全対策を講じることで環境基準を満足しています。」というひどい間違いで、遮音壁の追加まで必要な事態でした。名古屋高速道路公社の騒音予測業務再発防止検討会（2024年9月1日）では、①計算プログラムブラックボックスの可視化として、「入力データ、計算過程、出力データの関係性及び受注者の照査状況が分かる資料の提出について、設計図書（特記仕様書）に記載し、公告段階からの条件として明示する」と定めています。②各プロセスにおける照査・審査の強化、③適正な工程管理と照査・審査期間の確保、④職員の能力向上等とし「今後の騒音予測業務並びに予測計算・解析等を要するその他の業務委託にも適用し、再発防止の徹底を図る。」としています。 　こうしたことのないように、審査事務局も含め十分な確認を行なってください。	（続き）
第6章　総合評価		
25	＊配慮書の役割を果たしたのか（配慮書 p6-1） 理由：第6章 総合評価を見ても、配慮書としての結論がわかりません。最後の評価書で述べることが書いてあるだけです。大気質は「すべての項目において環境基準を下回っていることから、重大な影響が生じることはないと評価する。」景観は「いずれの対象計画案においても景観資源及び主要な眺望点の直接改変はないことから、計画施設の存在が重大な環境影響を及ぼすことはないと評価する。」とあるだけでは何のための配慮書なのかがわかりません。 　配慮書でA案、B案と検討した以上、それぞれの差があるとしても、総合的に見てどちらがいいのかを選択すべきです。それが判断できるのは「計画施設を望む仰角は、景観4ではA案、景観2及び景観3ではB案のほうが大きく、景観1ではほぼ同等となっている。」ですが、景観4は景観2、3よりA案が大きい（影響が大）というだけです。だからと言って、A案を選ぶとはいっていません。方法書ではどちらの案を、どんな基準で選ぶのでしょうか。これでは配慮書の意味がないのではないですか。	本配慮書の景観においては、A案とB案で影響に差異があるものの、いずれも重大な影響はないという結論です。 　配慮書の検討ではいずれの案を選定した場合でも重大な影響はないことが確認されましたので、どちらの案を選定するかについては、技術面や施設運営等の観点からの検討も踏まえて今後選定してまいります。

第６章　配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

第6章　配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 6.1 に示すとおりである。

表 6.1(1)　配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。	配慮書に関する愛知県知事意見を十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成します。
1　全般的事項	
(1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定した複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容については、第 2 章に記載しました。
(2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、高効率な排ガス処理設備の導入など、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減するよう努めます。
2　大気質	
事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在しており、事業の実施に伴う排出ガスにより生活環境への影響が懸念される。 このため、生活環境に配慮した事業計画とするとともに、事業実施想定区域及びその周辺の大気質及び気象の状況を考慮し、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	事業実施想定区域周辺には住宅地等が存在することから、周辺の大気質及び気象の状況についての具体的な調査の手法や、大気質についての予測・評価の手法の内容を第 7 章に記載しました。 特に、施設の供用によるばい煙の排出については、配慮書で行った長期予測だけではなく、高濃度出現条件下における短期予測も行うことを示しました。
3　動物、植物及び生態系	
動物、植物及び生態系に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	本事業は、既存施設等が存在している事業実施想定区域に新たな施設を建設するものであり、動物・植物の生息・生育環境の直接改変はありません。一方で、事業実施想定区域の北側には矢田川が存在しているほか、周辺には耕作地や水田、緑の多い住宅地、規模は小さいものの一部には樹林地も存在していますので、周辺への影響に配慮した事業計画とします。 また、動物、植物及び生態系についての調査、予測・評価の手法の内容を第 7 章に記載しました。
4　景観	
計画施設及び煙突の存在による景観への影響が懸念されるため、これらの形状等に配慮した事業計画とするとともに、十分な現地踏査を実施した上で、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討し、施設の形状及び色彩にも配慮した事業計画とします。 また、調査地点及び予測地点については、十分な現地踏査を実施した上で検討し、その結果を第 7 章に記載しました。

表 6.1(2)　配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
5　温室効果ガス等	
発電効率の高い廃棄物発電設備の導入、焼却による廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの低減に配慮した事業計画とします。また予測・評価については、施設で使用するエネルギーにより発生する温室効果ガスとともに、廃棄物発電により発生する電力等による温室効果ガスの削減効果についても予測・評価を行うこととし、その内容を第 7 章に記載しました。
6　その他	
方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。	方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、用語解説を追加するなど、分かりやすい図書となるよう努めます。

第７章　都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章　都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

7.1　都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由

環境影響評価項目は、「環境影響評価指針」（平成 11 年　愛知県告示第 445 号）（以下「指針」という。）の別表第 1 の参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第 1 に掲げられている環境影響を及ぼすおそれのある要因（以下「影響要因」という。）を、「工事の実施」（既存の工作物等の除去を含む）、「土地又は工作物の存在」（以下「施設の存在」という。）及び「土地又は工作物の供用」（以下「施設の供用」という。）の各段階について抽出し、指針別表第 1 に掲げられている環境の構成要素（以下「環境要素」という。）のうち、抽出した影響要因により影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び環境影響評価の項目は表 7.1.1 に、環境影響評価の項目を選定した理由及び指針の参考項目であっても非選定とした理由は、表 7.1.2 に示すとおりである。

表 7.1.1　環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分 ＼ 影響要因の区分			工事の実施			施設の存在	施設の供用				
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏洩
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物					○				
		窒素酸化物	○	○			◎			○	
		浮遊粒子状物質	○	○			◎			○	
		粉じん等	○	○	○						
		有害物質等			○		◎				
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○							
		施設からの騒音						○			
		道路交通騒音	○							○	
		低周波音						○			
	振　動	建設作業等振動		○							
		施設からの振動						○			
		道路交通振動	○							○	
	悪　臭	特定悪臭物質、臭気指数									○
	水　質	水素イオン濃度			○						
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)							○		
		水の濁り(浮遊物質量)			○						
		富栄養化							○		
		有害物質等							○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質									
	地盤・土壌	土壌環境			○						
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○					
		地下水質			○						
	日照阻害										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動　物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○			○		
	植　物	重要な種及び群落			○	○			○		
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○			○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景　観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				◎					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○				○	
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○			
		残土その他の副産物			○						
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○		○	

注1）表中の「○」は選定した項目、「◎」は配慮書においても選定した項目を示す。
注2）工事の実施には、既存施設の解体工事を含む。
注3）網掛けは指針別表第1（点的開発）の参考項目を示す。

表 7.1.2(1)　環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目			選定非選定	選定する理由又は選定しない理由
環境要素の区分		影響要因の区分		
大気質	硫黄酸化物	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる硫黄酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	窒素酸化物	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	浮遊粒子状物質	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	粉じん等	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削・盛土の土工及び既存の工作物等の除去に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	有害物質等	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、既存の工作物等の除去に伴い発生する有害物質等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる有害物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注）表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(2)　環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目			選定非選定	選定する理由又は選定しない理由
環境要素の区分		影響要因の区分		
騒音及び超低周波音	建設作業等騒音	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	施設からの騒音	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通騒音	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	低周波音	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の低周波音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
振動	建設作業等振動	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	施設からの振動	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通振動	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	施設からの悪臭の漏洩	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い施設から漏洩する悪臭が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
水質	水素イオン濃度	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、コンクリート工事に伴い発生するアルカリ性排水が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	汚水の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する排出水により周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	水の濁り(浮遊物質量)	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削、盛土等の土工に伴い降雨時に発生する水の濁り（浮遊物質量）が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	富栄養化	汚水の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する排出水により周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	有害物質等	汚水の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する排出水により周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注）表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(3)　環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目			選定非選定	選定する理由又は選定しない理由
環境要素の区分		影響要因の区分		
地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変並びに施設の存在	－	事業実施区域内に重要な地形及び地質が存在しないため。
地盤・土壌	土壌環境	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削工事に伴い発生する発生土が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、ごみピット等の掘削工事に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	ごみピット等地下構造物の設置に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
	地下水質	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	本事業実施以前に起因する現地土壌等の汚染があった場合、地下水質が掘削工事の影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	－	ごみピット等の地下構造物はごみ汚水が土壌中へ浸透、流出しない構造とする計画であり、地下水質に影響を及ぼす要因はないと考えられるため。
日照阻害		地形改変並びに施設の存在	－	日照阻害の発生が想定される事業実施区域の北側、北東側及び北西側には住居等の保全対象が位置していないため。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等	○	重要な種及び注目すべき生息地が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工、既存の工作物等の除去及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。 また、工事の実施において、工事中の排水による影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する排出水により周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
植物	重要な種及び群落	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	重要な種及び群落が、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。 また、工事の実施において、工事中の排水による影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する排出水により周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注）表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(4)　環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目			選定非選定	選定する理由又は選定しない理由
環境要素の区分		影響要因の区分		
生態系	地域を特徴付ける生態系	建設機械の稼働等	○	地域を特徴付ける生態系が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工、既存の工作物等の除去及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。 また、工事の実施において、工事中の排水による影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する排出水により周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在に伴い景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがあるため。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在により主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況		資材等の搬入及び搬出	－	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。
		地形改変並びに施設の存在	－	地形改変並びに施設の存在により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。
廃棄物等	廃棄物	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、集じん装置によって捕集される排出ガス中の飛灰（ばいじん）等、処理の過程で廃棄物が発生するため。
		機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、機械等の稼働に伴い廃棄物（焼却灰等）が発生するため。
		汚水の排出	－	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する汚水は排水処理施設で処理を行う計画であり、処理の際に廃棄物（汚泥）が発生するものの少量であり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	残土その他の副産物	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削工事に伴う残土、建設工事及び既存の工作物等の除去に伴う副産物が発生するため。

注）表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表 7.1.2(5)　環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目			選定 非選定	選定する理由又は選定しない理由
環境要素の区分		影響要因の区分		
温室効果ガス等	温室効果ガス等	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、ごみの焼却に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。

注）表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

7.2　調査、予測及び評価の手法の選定並びに選定理由

調査及び予測の手法は、配慮書の内容を踏まえるとともに、配慮書についての知事意見及び指針別表第 2 に掲げられている参考手法を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定した。また、評価の手法は、指針第 21 の規定に留意し選定した。

調査、予測及び評価の手法は、表 7.2.1～表 7.2.14 に示すとおりである。

表 7.2.1(1)　調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質	＜工事の実施＞ 資材等の搬入及び搬出 ＜施設の供用＞ 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 資材等及び廃棄物等の運搬に使用される道路の状況、交通量及び走行速度の状況 (3) 気象の状況 ① 地上気象 ・風向・風速（組合焼却棟屋上より3m高さ） ・気温（地上1.5m） ・湿度（地上1.5m） ・日射量（地上3m） ・放射収支量（地上1.5m）
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・道路の状況：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測 (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」(平成14年　気象庁) に準拠した方法
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路沿道

表 7.2.1(2)　調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 （続き）	＜工事の実施＞ 資材等の搬入及び搬出 ＜施設の供用＞ 廃棄物等の搬入及び搬出 （続き）	調査地点	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路のうち、2地点（地点A、B） （図 7.2.1　道路沿道大気質の調査地点参照） (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路のうち、2地点（地点A、B） （図 7.2.1　道路沿道大気質の調査地点参照） (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図 7.2.2　環境大気質及び気象の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 4季に各7日間連続測定 (2) 道路の状況、交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（各24時間） (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定

表 7.2.1(3)　調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 （続き）	＜工事の実施＞ 資材等の搬入及び搬出 ＜施設の供用＞ 廃棄物等の搬入及び搬出 （続き）	予測の基本的な手法	プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測
		予測地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道
		予測地点	二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況の現地調査地点と同じ2地点（地点A、B）
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」（昭和53年3月22日付け中公審第163号）に基づく短期暴露指針値

表 7.2.1(4)　調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質	＜工事の実施＞ 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（組合焼却棟屋上より3m高さ） 気温（地上1.5m） 湿度（地上1.5m） 日射量（地上3m） 放射収支量（地上1.5m）
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」(平成14年　気象庁) に準拠した方法
		調査地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図　7.2.2　環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図　7.2.2　環境大気質及び気象の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定

表 7.2.1(5)　調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
窒素酸化物 浮遊粒子状物質 （続き）	＜工事の実施＞ 建設機械の稼働等 （続き）	予測の基本的な手法	プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測
		予測地域	窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な影響濃度分布及び最大着地濃度出現地点
		予測対象時期等	建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値

表 7.2.1(6)　調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
粉じん等	＜工事の実施＞ 資材等の搬入及び搬出 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	(1) 降下ばいじん量の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（組合焼却棟屋上より3m高さ）
		調査の基本的な手法	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 「衛生試験法・注解2015」(日本薬学会) に基づく方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 「地上気象観測指針」(平成14年　気象庁) に準拠した方法
		調査地域	粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図　7.2.2　環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） （図　7.2.2　環境大気質及び気象の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 降下ばいじん量の状況 ① 現地調査 4季に各1ヵ月間 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間連続測定
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土等の土工及び既存の工作物等の除去による粉じんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土の土工及び既存の工作物等の除去による粉じんに係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等の運行、建設機械の稼働等、掘削・盛土の土工及び既存の工作物等の除去による粉じんに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.1(7)　調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
有害物質等	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	有害物質等（ダイオキシン類）による汚染状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 既存施設の調査結果の整理及び解析
		調査地域	対象事業実施区域
		調査地点	調査地域に同じ
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	既存施設の解体時におけるダイオキシン類に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	既存施設の解体工事を行う時期
		評価の手法	既存の工作物等の除去による有害物質等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.1(8)　調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	＜施設の供用＞ ばい煙の排出	調査すべき情報	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質（水銀、塩化水素、ダイオキシン類）の濃度の状況 (2) 気象の状況 ① 地上気象 風向・風速（組合焼却棟屋上より3m高さ） 気温（地上1.5m） 湿度（地上1.5m） 日射量（地上3m） 放射収支量（地上1.5m） ② 上層気象 風向・風速及び気温 （地上1,000mまでの範囲）の鉛直分布
		調査の基本的な手法	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等における測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質：環境基準に規定する測定の方法 ・水銀：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年　環境省）に準拠した方法 ・塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年　環境庁）に準拠した方法 ・ダイオキシン類:「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（令和4年3月　環境省水・大気環境局 総務課、大気環境課）に準拠した方法 (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等における気象観測結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ア 地上気象 「地上気象観測指針」（平成14年　気象庁）に準拠した方法 イ 上層気象 「高層気象観測指針」（平成16年　気象庁）に準拠した方法
		調査地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び対象事業実施区域から半径約3kmの範囲

表 7.2.1(9)　調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 （続き）	＜施設の供用＞ ばい煙の排出 （続き）	調査地点	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 大気汚染常時監視測定局等 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点（地点1） 対象事業実施区域周辺4地点 （地点3～6） ※微小粒子状物質については対象事業実施区域1地点 （調査地域において主風向の風上側（北北西側）と風下側（南南東側）、これに直交する方向（東北東側、西南西側）を基本として、学校や住居等の保全対象の分布状況等を考慮して設定：図 7.2.2　環境大気質及び気象の調査地点参照） (2) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 名古屋地方気象台等 ② 現地調査 ア 地上気象 対象事業実施区域内1地点（地点1） イ 上層気象 対象事業実施区域付近1地点（地点2） （地上1,000mまでの範囲） （図 7.2.2　環境大気質及び気象の調査地点参照）

表 7.2.1(10)　調査、予測及び評価の手法（大気質）

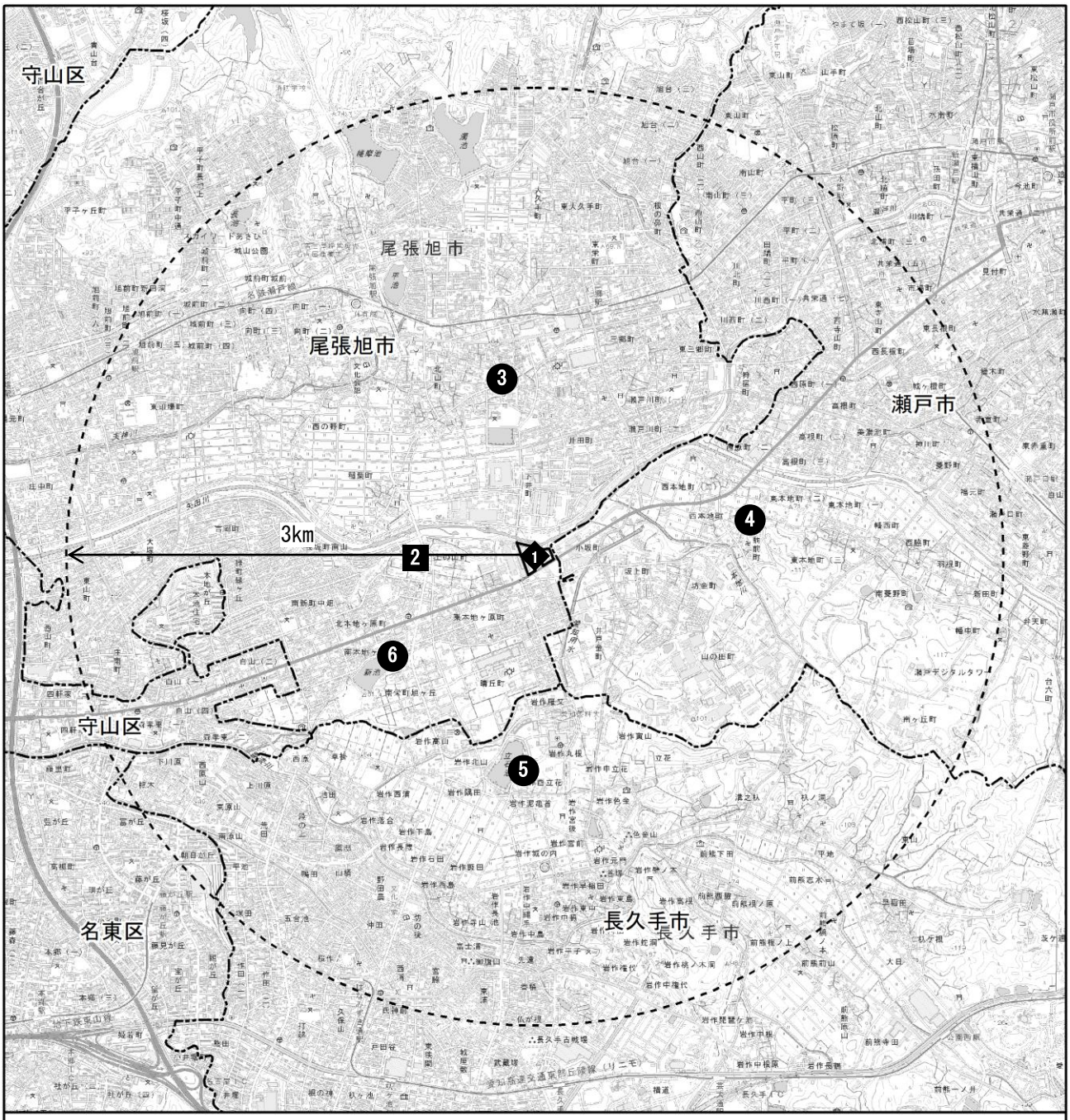
項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 （続き）	＜施設の供用＞ ばい煙の排出 （続き）	調査期間等	(1) 二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 対象事業実施区域内1年間連続測定 対象事業実施区域周辺4季に各7日間連続測定 (2) 微小粒子状物質及び有害物質の濃度の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 4季に各7日間連続測定 （塩化水素、水銀は4季に各7日間（1検体/日）、ダイオキシン類は4季に各7日間（1検体/7日）） (3) 気象の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 ア 地上気象 対象事業実施区域内1年間連続測定 イ 上層気象 4季に各7日間（8回/日）
		予測の基本的な手法	(1) 長期予測（年平均値） プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる予測 (2) 短期予測（高濃度出現条件下における1時間値） 高濃度発生の可能性がある次の条件を対象とし、プルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測 ・大気安定度不安定時 ・上層逆転時 ・接地逆転層崩壊時 ・ダウンウォッシュ時（煙突後流） ・ダウンドラフト時（建物後流）
		予測地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な影響濃度分布及び最大着地濃度出現地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期

表 7.2.1(11)　調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等 （続き）	＜施設の供用＞ ばい煙の排出 （続き）	評価の手法	ばい煙の排出による硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「大気の汚染に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」 ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について」に基づく短期暴露指針値 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（環境庁大気保全局長通達（昭和52年6月16日環大規第136号））による塩化水素の目標環境濃度 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年環境省通知　環管総発第03090004号）による水銀の指針値 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」



図 7.2.1　道路沿道大気質の調査地点



凡　例

- 対象事業実施区域
- 市区界
- 環境大気質、地上気象調査地点
- 上層気象調査地点
- 環境大気質調査地点

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 7.2.2　環境大気質及び気象の調査地点

表 7.2.2(1)　調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
建設作業等騒音	＜工事の実施＞ 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況
		調査の基本的な手法	(1) 騒音の状況 ① 現地調査 JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に基づく方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 騒音の状況 対象事業実施区域敷地境界付近4地点（地点1～4） （図 7.2.3　環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地表面の状況 騒音の状況の調査地点の周辺
		調査期間等	(1) 騒音の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（24時間） (2) 地表面の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 騒音の状況の現地調査時
		予測の基本的な手法	ASJ CN-Model 2007（日本音響学会式）による予測
		予測地域	音の伝搬特性を考慮して、建設機械の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な騒音レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

表 7.2.2(2)　調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
施設からの騒音	＜施設の供用＞ 機械等の稼働	調査すべき情報	騒音の状況
		調査の基本的な手法	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の地点に同じ
		調査期間等	「建設作業等騒音、建設機械の稼働等」の期間に同じ
		予測の基本的な手法	騒音伝搬理論式による予測
		予測地域	音の伝搬特性を考慮して、機械等の稼働による騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な騒音レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期 なお、既存施設と計画施設が同時に稼働する試運転の時期も参考として予測する。
		評価の手法	機械等の稼働に伴う騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについても見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

表 7.2.2(3)　調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通騒音	＜工事の実施＞ 資材等の搬入及び搬出 ＜施設の供用＞ 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 道路交通騒音の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況
		調査の基本的な手法	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 環境基準に規定する測定の方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 「道路交通センサス」における調査結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測
		調査地域	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道
		調査地点	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路のうち、2地点（地点A、B）（図 7.2.4　道路交通騒音、振動等の調査地点参照） (2) 沿道の状況 道路交通騒音の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路のうち、2地点（地点A、B）（図 7.2.4　道路交通騒音、振動等の調査地点参照）

表 7.2.2(4)　調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通騒音 （続き）	＜工事の実施＞ 資材等の搬入及び搬出 ＜施設の供用＞ 廃棄物等の搬入及び搬出 （続き）	調査期間等	(1) 道路交通騒音の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（16時間：6時～22時） (2) 沿道の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通騒音の状況の現地調査時 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通騒音の状況の現地調査時
		予測の基本的な手法	ASJ RTN-Model 2023（日本音響学会式）による予測
		予測地域	音の伝搬特性を踏まえて、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道住居付近
		予測地点	道路交通騒音の状況の現地調査地点と同じ2地点（地点A、B）
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「騒音に係る環境基準について」

表 7.2.2(5)　調査、予測及び評価の手法（騒音及び超低周波音）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
低周波音	＜施設の供用＞ 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 低周波音の状況 (2) 地表面の状況
		調査の基本的な手法	(1) 低周波音の状況 ① 現地調査 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年　環境庁）に準拠した方法 (2) 地表面の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	機械等の稼働に伴う低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 低周波音の状況 対象事業実施区域敷地境界付近4地点（地点1～4） （図 7.2.3　環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地表面の状況 低周波音の状況の調査地点の周辺
		調査期間等	(1) 低周波音の状況 ① 現地調査 平日1日（24時間） (2) 地表面の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 低周波音の状況の現地調査時
		予測の基本的な手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例による定性的予測
		予測地域	低周波音の伝搬特性を考慮して、機械等の稼働による低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	機械等の稼働による低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

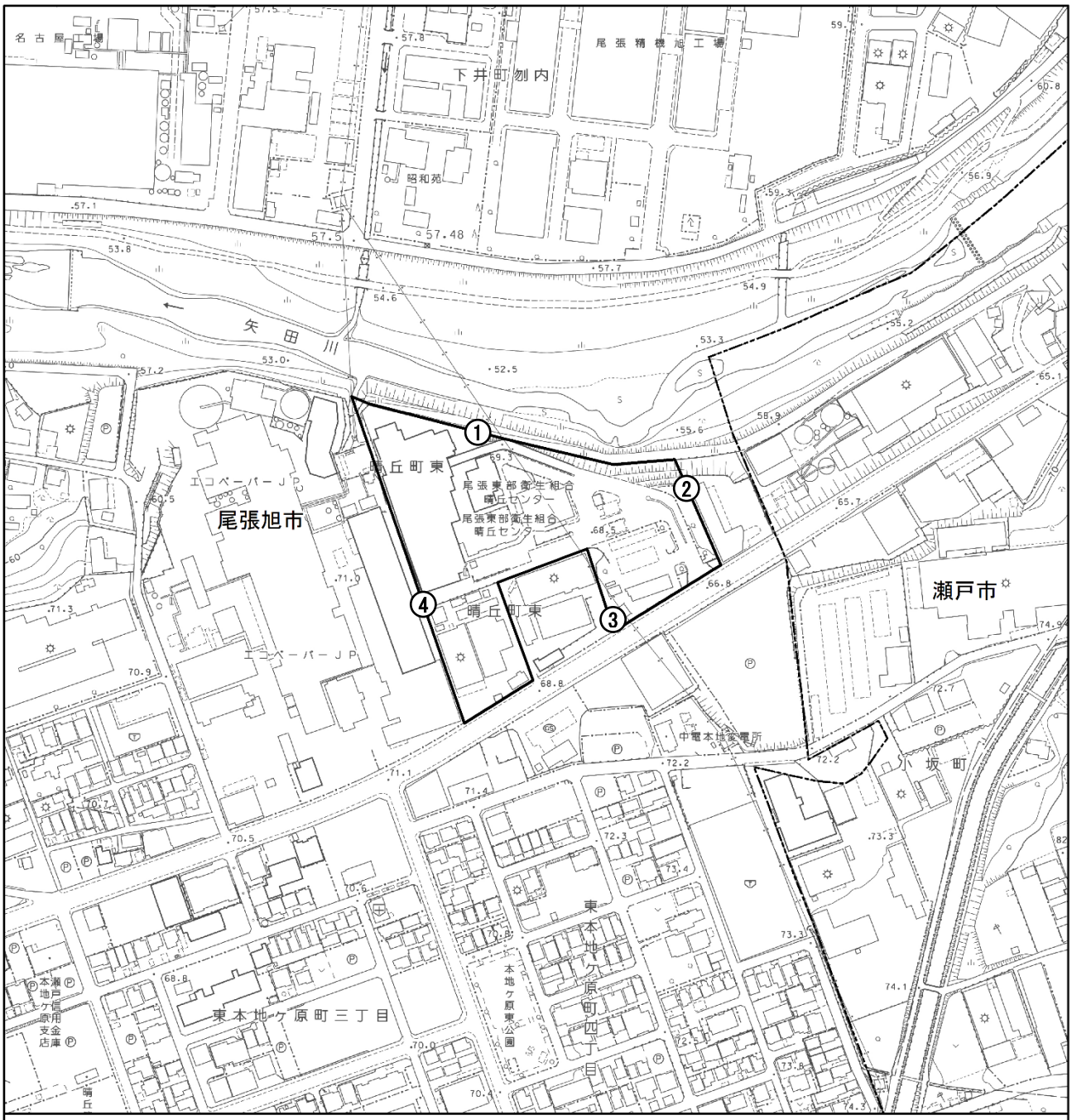


図 7.2.3　環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点

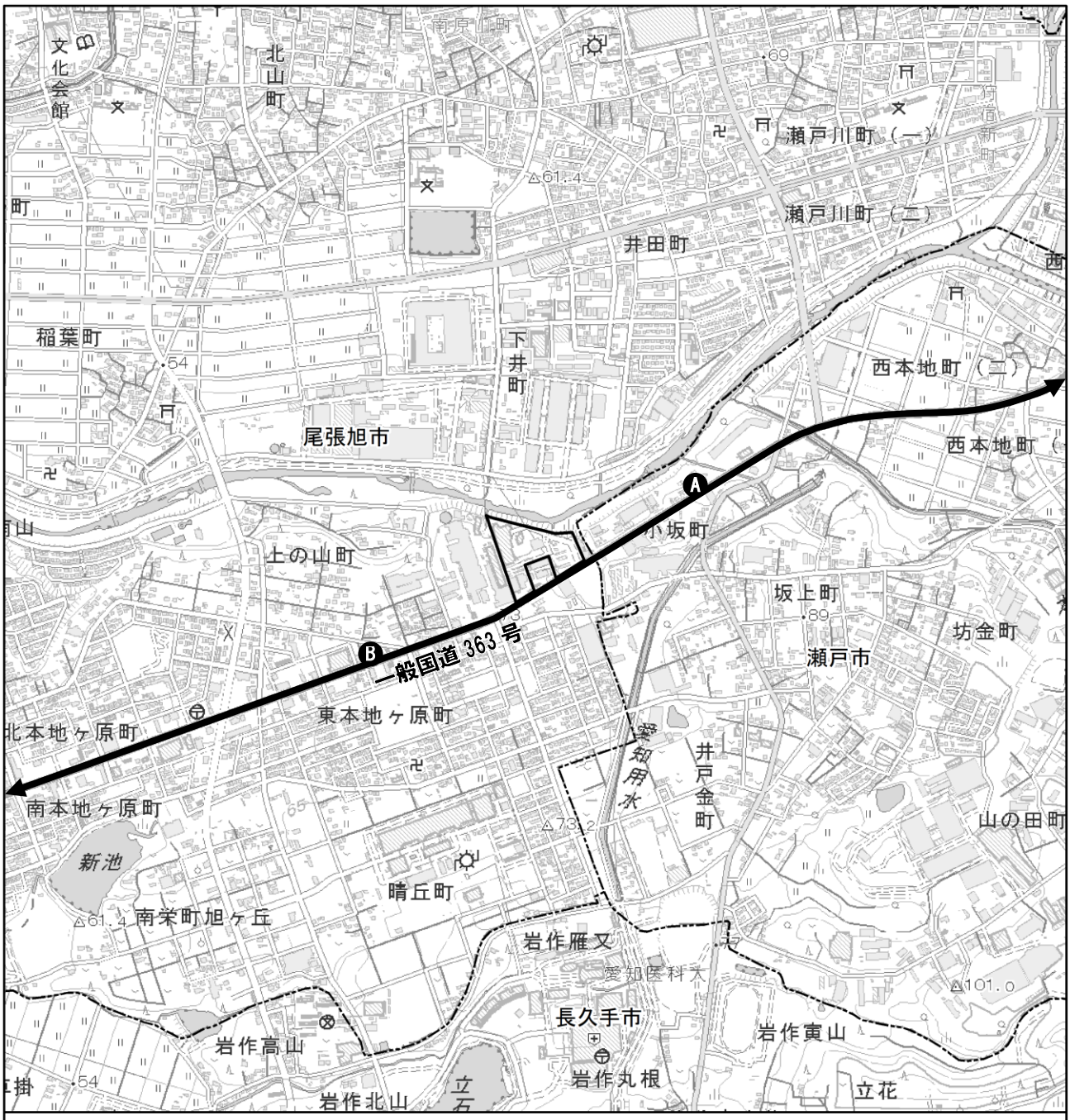


図 7.2.4　道路交通騒音、振動等の調査地点

表 7.2.3(1)　調査、予測及び評価の手法（振動）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
建設作業等振動	＜工事の実施＞ 建設機械の稼働等	調査すべき情報	(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況
		調査の基本的な手法	(1) 振動の状況 ① 現地調査 JIS Z 8735「振動レベル測定方法」に基づく方法 (2) 地盤の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 振動の状況 対象事業実施区域敷地境界付近4地点（地点1～4） （図 7.2.3　環境騒音、低周波音、環境振動の調査地点参照） (2) 地盤の状況 振動の状況の調査地点の周辺
		調査期間等	(1) 振動の状況 ① 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（24時間） (2) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 振動の状況の現地調査時
		予測の基本的な手法	振動の伝搬理論式による予測
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、建設機械の稼働による振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な振動レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	建設機械の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「振動規制法施行規則」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」

表 7.2.3(2)　調査、予測及び評価の手法（振動）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
施設からの振動	＜施設の供用＞ 機械等の稼働	調査すべき情報	(1) 振動の状況 (2) 地盤の状況
		調査の基本的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		調査地域	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の地点に同じ
		調査期間等	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の期間に同じ
		予測の基本的な手法	「建設作業等振動、建設機械の稼働等」の手法に同じ
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域における面的な振動レベルの分布及び敷地境界上の最大地点
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	機械等の稼働に伴う振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」 ・振動の感覚閾値

表 7.2.3(3)　調査、予測及び評価の手法（振動）

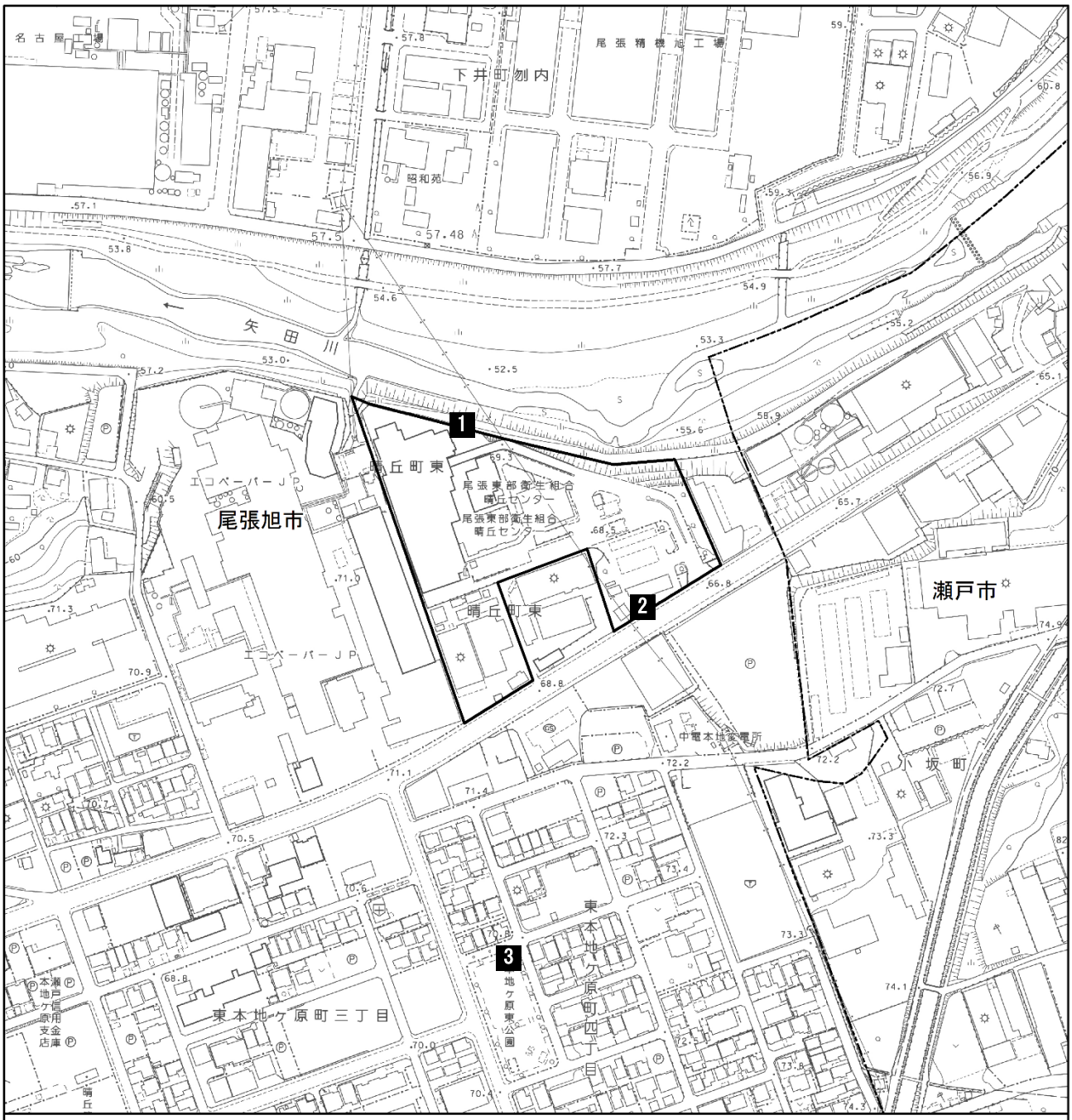
項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通振動	＜工事の実施＞ 資材等の搬入及び搬出 ＜施設の供用＞ 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 道路交通振動の状況 (2) 沿道の状況 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 (4) 地盤の状況
		調査の基本的な手法	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等による測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 振動規制法施行規則に定める測定方法に準拠した方法 (2) 沿道の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 ・道路構造：メジャー等による計測 ・交通量：カウンターによる計測 ・走行速度：ストップウォッチによる計測 (4) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 「道路環境整備マニュアル」に準拠した方法
		調査地域	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道
		調査地点	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 愛知県等の実施の調査地点 ② 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、2地点（地点A、B） （図 7.2.4 道路交通騒音、振動等の調査地点参照） (2) 沿道の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 現地調査 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の走行により交通量が相当程度変化すると考えられる主要走行経路の沿道のうち、2地点（地点A、B） (4) 地盤の状況 道路交通振動の状況の調査地点の周辺

表 7.2.3(4)　調査、予測及び評価の手法（振動）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
道路交通振動 （続き）	＜工事の実施＞ 資材等の搬入及び搬出 ＜施設の供用＞ 廃棄物等の搬入及び搬出 （続き）	調査期間等	(1) 道路交通振動の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日1日及び休日1日の計2日（12時間：7時～19時（毎正時後10分間）） (2) 沿道の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時 (3) 道路構造及び当該道路における交通量及び走行速度の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時 (4) 地盤の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 道路交通振動の状況の現地調査時のうち、いずれか1日
		予測の基本的な手法	旧建設省土木研究所提案式による予測
		予測地域	振動の伝搬特性を踏まえて、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺で、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道住居付近
		予測地点	道路交通振動の状況の現地調査地点と同じ2地点（地点A、B）
		予測対象時期等	(1) 工事の実施 資材等運搬車両等の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用 施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の運行による振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「道路交通振動の要請限度」

表 7.2.4　調査、予測及び評価の手法（悪臭）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
特定悪臭物質、臭気指数	＜施設の供用＞ 施設からの悪臭の漏洩	調査すべき情報	(1) 悪臭（特定悪臭物質、臭気指数）の状況 (2) 気象（風向・風速、気温、湿度）の状況
		調査の基本的な手法	(1) 悪臭の状況 ① 現地調査 ・特定悪臭物質:「特定悪臭物質の測定方法」に準拠した方法 ・臭気指数：三点比較式臭袋法 (2) 気象の状況 ① 現地調査 「地上気象観測指針」(平成14年　気象庁) に準拠した方法
		調査地域	悪臭の拡散の特性を踏まえて、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 悪臭の状況 ・特定悪臭物質、臭気指数 調査当日の風上、風下を考慮した事業実施区域敷地境界付近2地点（地点1、2） ・臭気指数 周辺の住居を代表する1地点 （地点3） （図 7.2.5　悪臭の調査地点参照） (2) 気象の状況 対象事業実施区域1地点（地点1） （図　7.2.2　環境大気質及び気象の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 悪臭の状況 梅雨期、夏季、冬季に各1日1回（計3回） (2) 気象の状況 1年間連続測定
		予測の基本的な手法	事業計画における環境配慮事項及び類似事例による定性的予測
		予測地域	悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	施設からの悪臭の漏洩による悪臭に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「悪臭防止法施行規則」による敷地境界における規制基準



凡　例

対象事業実施区域

市界

悪臭調査地点

注）地点 1、2 は、図中の地点を基本とし、調査日の風向の状況に応じて風上、風下となる地点を設定する。

「1:2,500 尾張旭市都市計画基本図を加工して作成」

1:4,000
0　40　80　160 m
N

図 7.2.5　悪臭の調査地点

表 7.2.5(1)　調査、予測及び評価の手法（水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
水素イオン濃度	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 (2) 現地調査 ・水素イオン濃度：環境基準に規定する測定の方法 ・流量：JIS K 0094
		調査地域	コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域
		調査地点	(1) 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 (2) 現地調査 放流先となる矢田川の排水合流地点の上流及び下流の2地点（地点1、2） （図 7.2.6　水質の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 過去5年間程度 (2) 現地調査 4季に各1日1回
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて、コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	コンクリート打設等による公共用水域の水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	コンクリート打設等による水素イオン濃度に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「水質汚濁に係る環境基準について」

表 7.2.5(2)　調査、予測及び評価の手法（水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）	＜施設の供用＞ 汚水の排出	調査すべき情報	生活環境項目及びその調査時における流量の状況
		調査の基本的な手法	(1) 生活環境項目及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・生活環境項目：環境基準に規定する測定の方法 ・流量：JIS K 0094
		調査地域	汚水の排出による水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域
		調査地点	(1) 生活環境項目及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 ② 現地調査 放流先となる矢田川の排水合流地点の上流及び下流の2地点（地点1、2） （図 7.2.6　水質の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 生活環境項目及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 4季に各1日1回
		予測の基本的な手法	調査結果及び事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	流域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて、汚水の排出による水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	施設の稼働が定常状態となる時期
		評価の手法	汚水の排出による水の汚れに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「水質汚濁に係る環境基準について」

表 7.2.5(3)　調査、予測及び評価の手法（水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
水の濁り（浮遊物質量）	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	(1) 水の濁り（浮遊物質量）、濁度及びその調査時における流量の状況 (2) 土質の状況
		調査の基本的な手法	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・浮遊物質量：環境基準に規定する測定の方法 ・濁度：JIS K 0102-1 ・流量：JIS K 0094 (2) 土質の状況 沈降試験
		調査地域	土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域
		調査地点	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 ② 現地調査 放流先となる矢田川の排水合流地点の上流及び下流の2地点（地点1、3） （図 7.2.6　水質の調査地点参照） (2) 土質の状況 対象事業実施区域の代表的な1地点
		調査期間等	(1) 浮遊物質量、濁度及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 降雨時1回 （ピーク時を含む10回程度採水） (2) 土質の状況 1回
		予測の基本的な手法	調査結果、工事計画における環境配慮事項、類似事例等を踏まえ定量的に予測。
		予測地域	流域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて、土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	工事の実施による公共用水域の水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
		評価の手法	工事の実施による水の濁りに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.5(4)　調査、予測及び評価の手法（水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
富栄養化 有害物質等（健康項目、ダイオキシン類）	＜施設の供用＞ 汚水の排出	調査すべき情報	全窒素、全燐、有害物質等（健康項目、ダイオキシン類）及び流量の状況
		調査の基本的な手法	(1) 全窒素、全燐、有害物質等（健康項目、ダイオキシン類）及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の測定結果の収集、整理及び解析 ② 現地調査 ・全窒素、全燐、健康項目、ダイオキシン類：環境基準に規定する測定の方法 ・流量：JIS K 0094
		調査地域	汚水の排出による富栄養化及び有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺で、予測・評価に必要な情報を把握できる地域
		調査地点	(1) 全窒素、全燐、有害物質等（健康項目、ダイオキシン類及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 公共用水域の水質汚濁調査地点 ② 現地調査 ・全窒素、全燐 放流先となる矢田川の排水合流地点の上流及び下流の2地点（地点1、2） ・有害物質等（健康項目、ダイオキシン類） 放流先となる矢田川の排水合流地点の下流の1地点（地点2） （図 7.2.6　水質の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 全窒素、全燐、有害物質等（健康項目、ダイオキシン類及び流量の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 ・全窒素、全燐 4季に各1日1回 ・有害物質等（健康項目、ダイオキシン類） 1回
		予測の基本的な手法	調査結果及び事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	流域の特性、富栄養化及び有害物質等の変化の特性を踏まえて、汚水の排出による富栄養化及び有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	施設の稼働が定常状態となる時期
		評価の手法	汚水の排出による水の富栄養化及び有害物質等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「水質汚濁に係る環境基準について」 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」



図 7.2.6　水質の調査地点

表 7.2.6　調査、予測及び評価の手法（地盤・土壌）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
土壌環境	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	(1) 土地利用及び居住状況 (2) 有害物質（土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類）による汚染状況
		調査の基本的な手法	(1) 土地利用及び居住の状況 文献その他の資料及び現地踏査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 有害物質による汚染状況 ① 文献その他の資料調査 土壌汚染対策法等に基づく地歴調査結果等 ② 現地調査 「土壌の汚染に係る環境基準について」、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年　環境省）等に記載の方法
		調査地域	掘削・盛土等の土工に伴う土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 土地利用及び居住状況 対象事業実施区域及びその周辺 (2) 有害物質による汚染状況 ① 文献その他の資料調査 対象事業実施区域内 ② 現地調査 土地利用の状況等を考慮して設定した対象事業実施区域内の1地点 （図 7.2.7　土壌環境の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 土地利用及び居住状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 有害物質による汚染状況の現地調査時 (2) 有害物質による汚染状況 ① 文献その他の資料調査 別途実施する土壌汚染対策法等に基づく地歴調査等の結果の整理 ② 現地調査 1回
		予測の基本的な手法	調査結果及び事業計画における環境配慮事項を踏まえた定性的予測
		予測地域	工事計画を踏まえて、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	掘削・盛土等の土工時期
		評価の手法	掘削・盛土等の土工による土壌環境に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。 また、環境基準と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。 ＜基準・目標＞ ・「土壌の汚染に係る環境基準について」 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」



図 7.2.7　土壌環境の調査地点

表 7.2.7(1)　調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 ＜施設の存在＞ 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 地形、地質及び地盤の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地下水の利用の状況
		調査の基本的な手法	(1) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 対象事業実施区域でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 対象事業実施区域内1地点での測定 (3) 地下水の利用の状況 既存資料等による情報の収集による当該情報の整理及び解析
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・盛土等の土工、施設の存在による地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 対象事業実施区域及びその周辺 ② 現地調査 対象事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近で1地点 （図 7.2.8　地下水位・地下水質の調査地点参照） (3) 地下水の利用の状況 対象事業実施区域及びその周辺
		調査期間等	(1) 地形、地質及び地盤の状況 最近年について収集 (2) 地下水の水位の状況 ① 文献その他の資料調査 過去5年間程度 ② 現地調査 1年間に各月1回 (3) 地下水の利用の状況 過去5年間程度
		予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画・事業計画に基づいた定性的予測
		予測地域	工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土等の土工、施設の存在による地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ

表 7.2.7(2)　調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

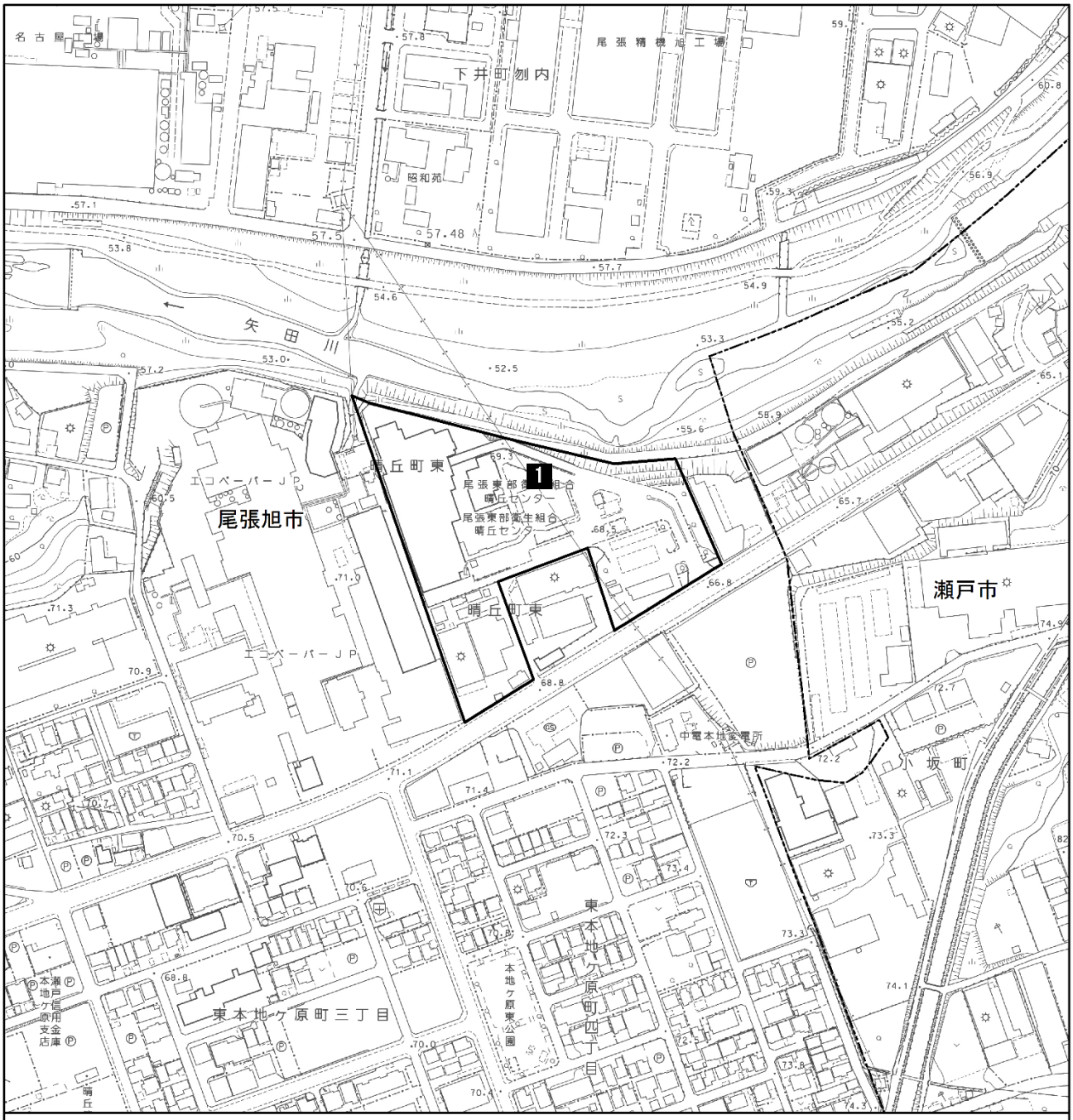
項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水の状況 （続き）	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 ＜施設の存在＞ 地形改変並びに施設の存在 （続き）	予測対象時期等	(1) 工事の実施 掘削工事による環境影響が最大となる時期 (2) 施設の存在 施設の存在による環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	掘削・盛土等の土工、施設の存在に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.7(3)　調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水質	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	調査すべき情報	(1) 地下水質（地下水環境基準項目及びダイオキシン類）の状況 (2) 地形、地質及び地盤の状況 (3) 地下水の利用の状況
		調査の基本的な手法	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 ・地下水環境基準項目：環境基準に規定する測定の方法 ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」に規定する測定の方法 (2) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺でのボーリング調査結果や既存資料を基にした当該情報の整理及び解析 (3) 地下水の利用の状況 既存資料等による情報の収集による当該情報の整理及び解析
		調査地域	地形、地質及び地盤の特性を踏まえて、掘削・盛土等の土工による地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		調査地点	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 対象事業実施区域及びその周辺 ② 現地調査 対象事業実施区域のうち、掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近で1地点（図 7.2.8　地下水位・地下水質の調査地点参照） (2) 地形、地質及び地盤の状況 対象事業実施区域及びその周辺 (3) 地下水の利用の状況 対象事業実施区域及びその周辺
		調査期間等	(1) 地下水質の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 4季に各1日1回 (2) 地形、地質及び地盤の状況 最近年について収集 (3) 地下水の利用の状況 過去5年間程度

表 7.2.7(4)　調査、予測及び評価の手法（地下水の状況及び地下水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地下水質 （続き）	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 （続き）	予測の基本的な手法	調査結果及び工事計画に基づいた定性的予測
		予測地域	工事計画・事業計画を踏まえて、掘削・盛土等の土工による地下水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及びその周辺
		予測地点	予測地域に同じ
		予測対象時期等	掘削工事による環境影響が最大となる時期
		評価の手法	掘削・盛土等の土工に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。



凡　例

- 対象事業実施区域
- 市界
- 地下水位・地下水質調査地点

1:4,000
0　40　80　160 m
N

「1:2,500 尾張旭市都市計画基本図を加工して作成」

図 7.2.8　地下水位・地下水質の調査地点

表 7.2.8(1)　調査、予測及び評価の手法（動物）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び注目すべき生息地	＜工事の実施＞ 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 ＜施設の存在＞ 地形改変並びに施設の存在 ＜施設の供用＞ 汚水の排出	調査すべき情報	(1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる動物の特性や現生息地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 現地調査 ・哺乳類：目撃法、フィールドサイン法、トラップ法、自動撮影法 ・鳥類：任意観察法（夜間調査を含む）、ラインセンサス法、ポイントセンサス法 ・猛禽類：定点調査[注1)] ・昆虫類：任意採集法、ベイトトラップ法、ライトトラップ法 ・両生類、爬虫類：任意観察法 ・魚類：任意採集法 ・底生動物：任意採集法 ・クモ類：任意観察法 ・陸産貝類：任意観察法
		調査地域	動物の生息の特性を踏まえて、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200ｍの範囲（猛禽類については周囲約3㎞の範囲）
		調査地点	動物の生息の特性を踏まえて、調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 （図 7.2.9　動植物の調査地点（猛禽類を除く全種）、図 7.2.10　動物の調査地点（猛禽類）参照）
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 ・哺乳類：春季、夏季、秋季、冬季に各1回 ・鳥類：春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季に各1回 ・猛禽類：1営巣期（令和9年2月～8月に各月1回、2日）[注2)] ・昆虫類：春季、夏季、秋季に各1回 ・両生類、爬虫類：早春季、春季、夏季、秋季に各1回 ・魚類：春季、夏季、秋季に各1回 ・底生動物：早春季、夏季、冬季に各1回 ・クモ類：春季、夏季、秋季に各1回 ・陸産貝類：初夏季、秋季に各1回 ※必要に応じて調査時期を追加・調整する。

注1）猛禽類については、営巣の可能性がある場合は踏査を交えた調査を行うことで、営巣地の確認にも努める。
注2）事業による影響が想定される範囲で猛禽類の営巣等を確認した場合は、2繁殖期の調査を実施する。

表 7.2.8(2)　調査、予測及び評価の手法（動物）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び注目すべき生息地（続き）	＜工事の実施＞ 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 ＜施設の存在＞ 地形改変並びに施設の存在 ＜施設の供用＞ 汚水の排出（続き）	予測の基本的な手法	重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200ｍの範囲（猛禽類は種の生態を踏まえて予測範囲を設定。）
		予測対象時期等	動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.9　調査、予測及び評価の手法（植物）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
重要な種及び群落	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 ＜施設の存在＞ 地形改変並びに施設の存在 ＜施設の供用＞ 汚水の排出	調査すべき情報	(1) 維管束植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 (2) 重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 特に重要で、なおかつ大きな影響を受けるおそれがある種が存在する場合におけるその種の集団構造及び繁殖特性 (4) 代償措置を検討する場合における対象となる植物の特性、現生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況
		調査の基本的な手法	(1) 文献その他の資料調査 文献、既存資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 現地調査 ・植生：植生図作成調査、コドラート法 ・植物相：任意観察調査 ・水生植物相：任意観察調査
		調査地域	植物の生育及び植生の特性を踏まえて、重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200mの範囲（図 7.2.9　動植物の調査地点（猛禽類を除く全種）参照）
		調査地点	植物の生育及び植生の特性を踏まえて、調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 ・植生：秋季1回 ・植物相：早春季、春季、夏季、秋季に各1回 ・水生植物相：春季、夏季、秋季に各1回
		予測の基本的な手法	重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた定性的予測
		予測地域	調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200mの範囲
		予測対象時期等	植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による植物の重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.10　調査、予測及び評価の手法（生態系）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
地域を特徴付ける生態系	＜工事の実施＞ 建設機械の稼働等 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去 ＜施設の存在＞ 地形改変並びに施設の存在 ＜施設の供用＞ 汚水の排出	調査すべき情報	(1) 動植物その他の自然環境に係る概況 (2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 (3) 代償措置を検討する場合における注目される動植物の種又は生物群集の特性、現生息・生育地及び代償措置実施場所の環境条件、類似事例等の状況
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び動物、植物の現地調査結果を踏まえた定性的、定量的情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200ｍの範囲（図 7.2.9 動植物の調査地点（猛禽類を除く全種）参照）
		調査地点	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路
		調査期間等	動植物の調査時期に準じた時期
		予測の基本的な手法	注目種（上位性・典型性・特殊性の視点から生態系を特徴付ける生物種）等の分布、生息又は生育環境の改変の程度を踏まえた定性的予測
		予測地域	動植物の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて、注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域及び周囲約200ｍの範囲
		予測対象時期等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
		評価の手法	工事の実施及び施設の存在による地域を特徴付ける生態系の注目種等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

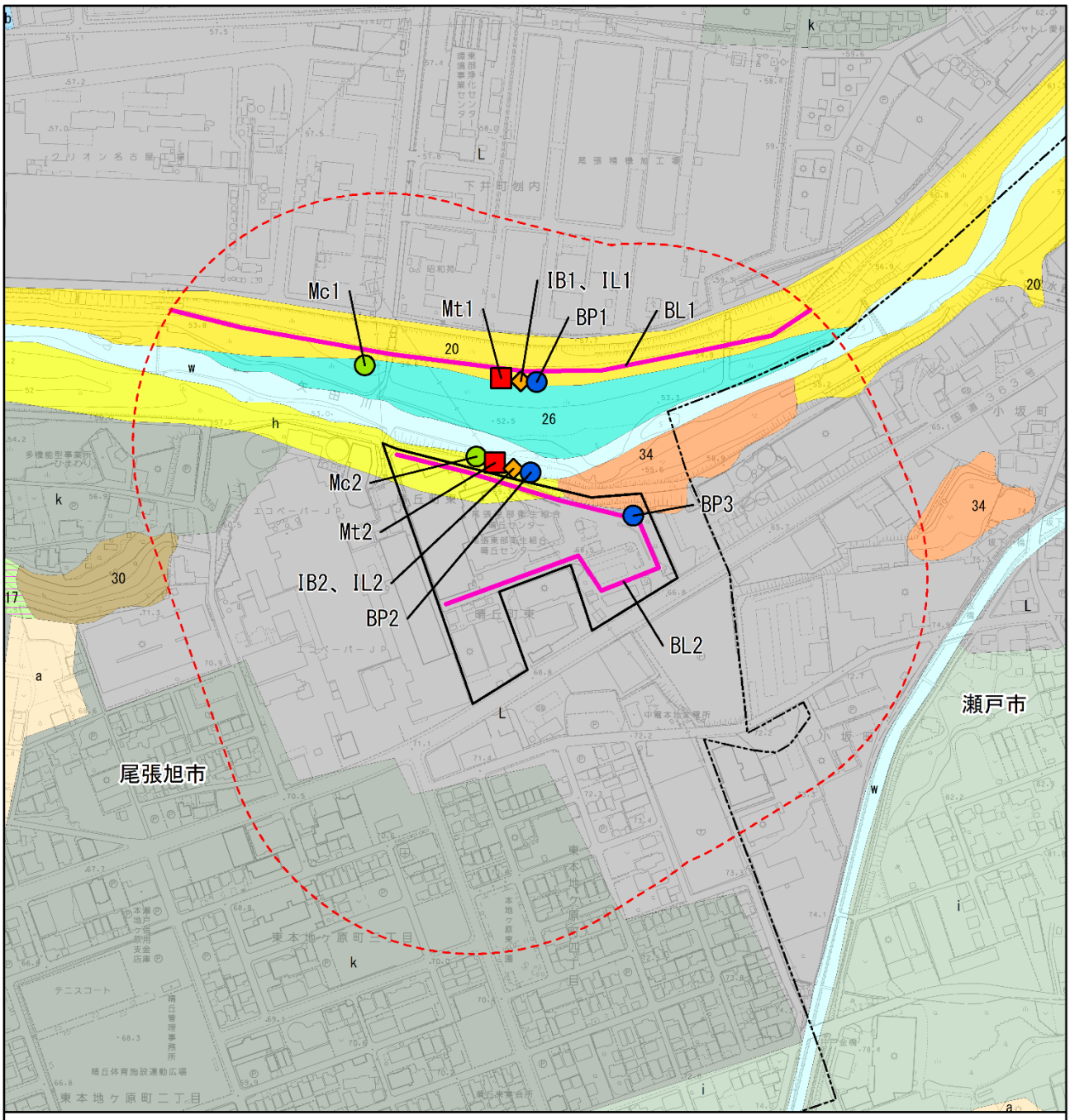
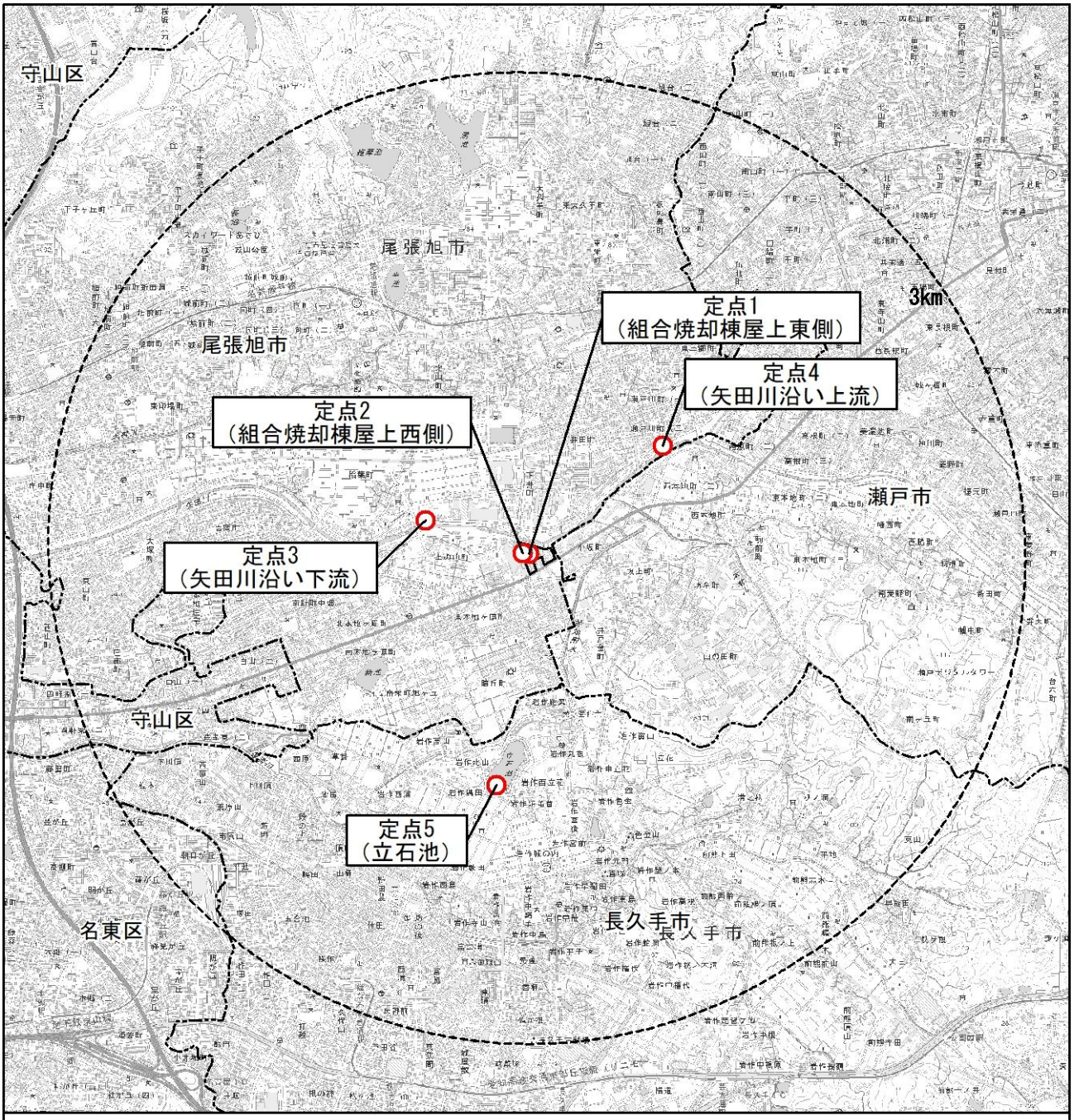


図 7.2.9　動植物の調査地点（猛禽類を除く全種）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 市区界
- 対象事業実施区域から周辺 3km の範囲
- 猛禽類調査地点

注）図中の 5 定点のうち 2 定点で調査を実施する。
猛禽類の出現状況等に応じて、1 回の調査定点数を 3 定点とする場合がある。

「電子地形図 25000（国土地理院）を加工して作成」

1:40,000
0　0.4　0.8　1.6 km
N

図 7.2.10　動物の調査地点（猛禽類）

表 7.2.11　調査、予測及び評価の手法（景観）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	＜施設の存在＞ 地形改変並びに施設の存在	調査すべき情報	(1) 景観資源の状況 (2) 主要な眺望点の状況 (3) 主要な眺望景観の状況
		調査の基本的な手法	(1) 景観資源の状況 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (2) 主要な眺望点の状況 ① 文献その他の資料調査 資料等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 ② 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析 (3) 主要な眺望景観の状況 ① 現地調査 写真撮影等による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析
		調査地域	景観の特性を踏まえて景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、対象事業実施区域周辺
		調査地点	調査地域における景観に係る影響を予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点として対象事業実施区域周辺の8地点 （図 7.2.11　景観の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 文献その他の資料調査 最近年について収集 (2) 現地調査 着葉季、落葉季に各1回
		予測の基本的な手法	フォトモンタージュ法等による定性的予測
		予測地点	主要な眺望景観の状況の現地調査地点と同じ8地点
		予測対象時期等	施設の存在による環境影響を適切に把握できる時期
		評価の手法	地形改変並びに施設の存在による景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

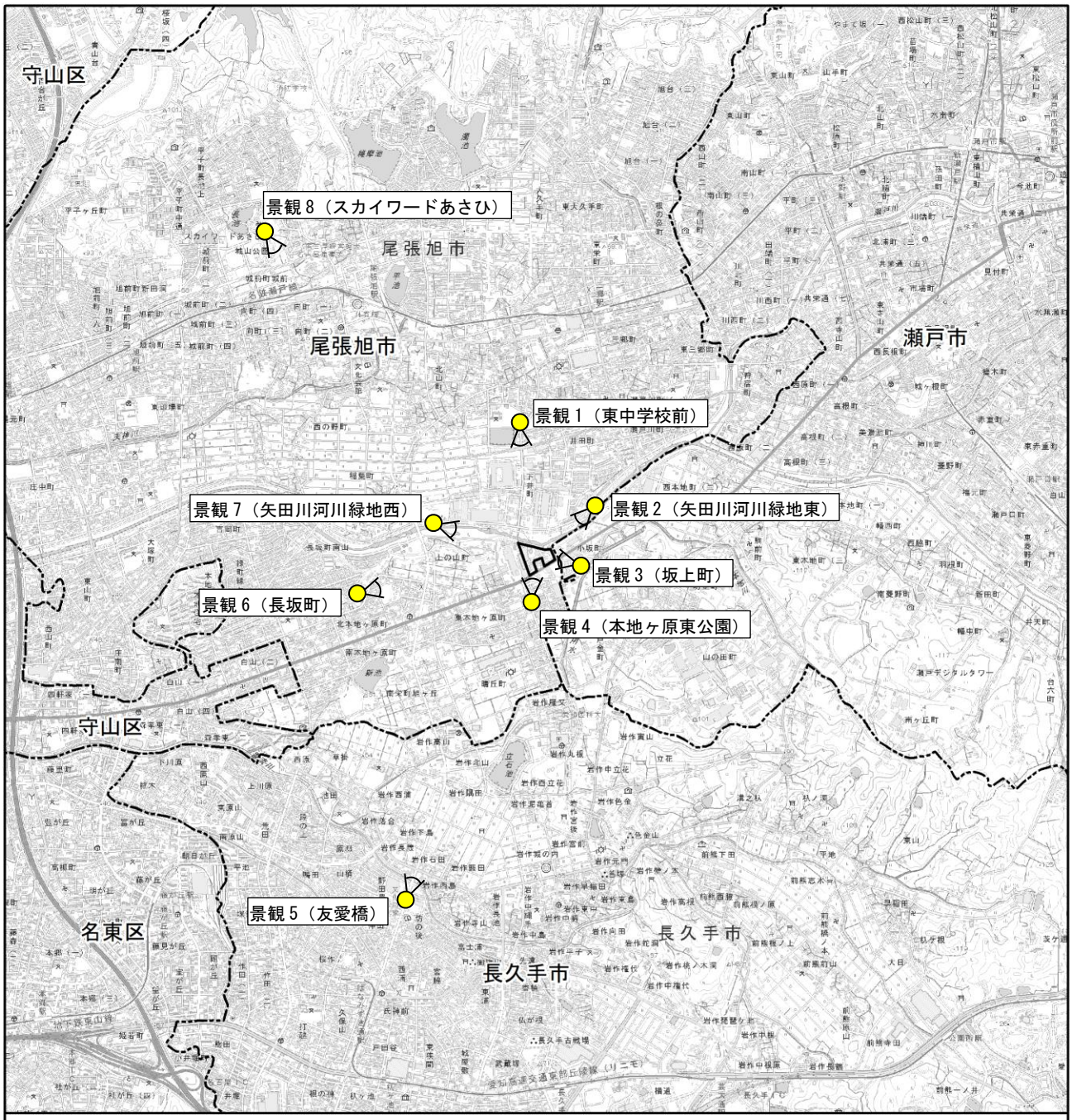


図 7.2.11　景観の調査地点

表 7.2.12　調査、予測及び評価の手法（人と自然との触れ合いの活動の場）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	〈工事の実施〉 資材等の搬入及び搬出 ＜施設の存在＞ 地形改変並びに施設の存在 〈施設の供用〉 廃棄物等の搬入及び搬出	調査すべき情報	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況
		調査の基本的な手法	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ① 文献その他の資料調査 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ② 現地調査 写真撮影等現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる対象事業実施区域周辺
		調査地点	調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる1地点 （図 7.2.12 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点参照）
		調査期間等	(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 最近年について収集 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ① 文献その他の資料調査 最近年について収集 ② 現地調査 平日及び休日各1日
		予測の基本的な手法	主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、調査結果、工事計画及び事業計画に基づいた定性的予測
		予測地点	現地調査地点と同じ1地点
		予測対象時期等	工事の実施及び施設の存在による環境影響を適切に把握できる時期
		評価の手法	資材等運搬車両等、廃棄物運搬車両等の運行及び施設の存在による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。



図 7.2.12　人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

表 7.2.13　調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
廃棄物	＜施設の供用＞ ばい煙の排出 機械等の稼働	予測の基本的な手法	事業計画等に基づいた廃棄物の種類ごとの発生量及び最終処分量等の予測
		予測地域	対象事業実施区域
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出及び機械等の稼働に伴う廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。
残土その他の副産物	＜工事の実施＞ 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	予測の基本的な手法	(1) 残土 工事計画による残土の発生量の算定 (2) 建設工事に伴う副産物 工事計画等に基づいた解体工事及び建設工事に伴う副産物の種類ごとの排出量の算定
		予測地域	対象事業実施区域
		予測対象時期等	工事の実施期間
		評価の手法	残土、建設工事及び既存の工作物等の除去に伴う副産物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

表 7.2.14　調査、予測及び評価の手法（温室効果ガス等）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
温室効果ガス等（二酸化炭素等）	＜工事の実施＞ 資材等の搬入及び搬出 建設機械の稼働等	予測の基本的な手法	工事計画及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.1」（令和8年3月　環境省・経済産業省）に基づいた工事の実施に伴い発生する温室効果ガス等の排出量の算定による予測
		予測地域	対象事業実施区域及びその周辺
		予測対象時期等	工事の実施期間
		評価の手法	資材等運搬車両等の運行及び建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の排出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。
	＜施設の供用＞ ばい煙の排出 機械等の稼働 廃棄物等の搬入及び搬出	予測の基本的な手法	事業計画及び「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルVer6.1」（令和8年3月　環境省・経済産業省）に基づき、施設の供用による温室効果ガス等の排出量及び廃棄物発電により発生する電力等による削減量の程度を予測
		予測地域	対象事業実施区域及びその周辺
		予測対象時期等	施設の稼働が定常の状態となる時期
		評価の手法	ばい煙の排出、機械等の稼働及び廃棄物運搬車両等の運行に伴う温室効果ガス等の排出が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。

第８章　方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第8章　方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境影響評価方法書に関する業務は、以下に示す者に委託して実施した。

名　　称 ： 八千代エンジニヤリング株式会社　名古屋支店
代 表 者 ： 執行役員支店長　磯部 滋
所 在 地 ： 愛知県名古屋市中区新栄町 2-9

用 語 解 説

用　語　解　説

【　あ行　】

・1時間値

大気質の測定において、60分間試料吸引を続けて測定する場合の測定値。大気汚染に係る環境基準では、二酸化硫黄（SO_2）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO_2）は1時間値の1日平均値によることとしている。

・硫黄酸化物（SO_X）

重油など硫黄分を含む化石燃料が燃焼して生じた二酸化硫黄（SO_2）、三酸化硫黄（SO_3）などの総称。無色の刺激性の強い気体で粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となる物質である。また、上空で酸化されると硫酸塩となり、大気中の雨に溶けて酸性雨の原因になると考えられている。

・一般環境大気測定局

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路、工場等の特定の大気汚染物質発生源の影響を受けない場所で、その地域を代表すると考えられる場所に設置されたものをいう。一般環境大気の汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局である。

・上乗せ基準

大気汚染防止法、水質汚濁防止法では、国が全国一律の排出基準、排水基準を定めている。しかし、自然的・社会的条件からみて不十分であれば、都道府県は条例でこれらの基準に代えて適用するより厳しい基準を定めることができる。これを「上乗せ規制」といい、この基準値を「上乗せ基準」と呼ぶ。

・影響要因

環境影響を与える側としての行為を影響要因という。環境影響評価法に基づく基本的事項においては、影響要因は、事業としての土地又は工作物が完成するまでの工事と、工事完了後の土地又は工作物の存在・供用の2つに区分され、それぞれにおいて環境に影響を及ぼし得る要因を細区分として抽出できるようになっている。

・塩化水素（HCl）

石油中に含まれる少量の塩素や大量に廃棄されているプラスチック（ポリ塩化ビニルなど）の中に含まれる塩素が、燃焼に伴って放出された物質のことである。

・煙源

大気汚染の予測における大気汚染物質の発生源を指す。排出形態により、面煙源、点煙源、線煙源に分けられる。

・温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことである。「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素が対象とされている。

【　か行　】

・化学的酸素要求量（COD）

水中の有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素の量をいい、BOD と同様に水質汚濁の指標とされ、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなる。海域及び湖沼の汚濁状況を表すときに用いられる。

・環境影響評価

環境アセスメントともいう。また、英語では Environmental Impact Assessment であり、EIA という略称も広く使用される。

事業の内容を決めるに当たって、環境へどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査･予測･評価を行うこと。また、その結果を公表し、市民や関係市町村などからの意見を踏まえて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げ、環境と開発の調和を図っていくための制度である。

・環境基準

「環境基本法」第 16 条に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、「ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることに鑑み、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準」として定められるもので、大気汚染、水質汚濁（底質も含む）、土壌汚染について定められている。

・環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の(1)環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、(2)環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める

もの。1994（平成 6）年に第 1 次計画、2000（平成 12）年に第 2 次計画、2006（平成 18）年に第 3 次計画、2012（平成 24）年に第 4 次計画、2018（平成 30）年に第 5 次計画、2024（令和 6）年 5 月に第 6 次計画が閣議決定されている。

・環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。環境基本法第 20 条には、環境影響評価の推進の規定がある。

・環境振動

ある地点で観測される振動は、様々な振動源からの振動が重なり合っているため、そのレベルの時間変化は複雑な様相を呈する。このようにある観測地点において観測されるあらゆる振動源からの総合された振動を環境振動という。

・環境騒音

観測しようとする場所におけるすべてを含めた騒音。環境基準との比較などを行う場合は、等価騒音レベル Leq を用いる。

・環境要素

環境影響評価の評価対象のうち、環境影響を受ける要素を環境要素という。

環境影響評価項目を選定する際の区分として示されているものであり、愛知県環境影響評価条例では、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気質、騒音及び超低周波音、振動、水質、水底の底質、地形及び地質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照阻害、その他の環境要素）、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（植物、動物、生態系）、人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造（景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況）、環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス等）の 4 分野について環境要素を設定している。

・規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。

・寄与濃度

事業の実施に伴い、ばい煙の排出や施設関連車両の走行、建設機械の稼働等により大気汚染物質が排出されることで、計画地周辺において新たに増加する大気汚染物質濃度のこと。

・計画段階環境配慮書

2011（平成 23）年 4 月の環境影響評価法改正により、事業の早期段階における環境配慮を図るため、第一種事業を実施しようとする者は、事業の位置、規模等を選定するに当たり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階環境配慮書を作成し、送付等を行うことが義務付けられている。

愛知県では、愛知県環境影響評価条例の一部改正（条例第 49 号、平成 24 年 7 月）により、計画段階環境配慮書の作成、公表等の手続きが設けられた。

・景観資源

景観と認識される自然的構成要素及び自然的構成要素と一体をなす名勝や、自然景観資源（山岳、湖沼等）及び歴史的文化的価値のある人文景観資源（史跡、名勝等）。

・K 値規制

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制方法である。K 値規制による硫黄酸化物の排出基準は、地域ごとに定められた K の値を算式に代入して、ばい煙発生施設の排出口の高さに応じて算定された 1 時間当たりの硫黄酸化物の排出量として示される（この規制方式は、硫黄酸化物の最大着地濃度を考慮して排出される硫黄酸化物の量を規制するものであり、K の値が小さいほど規制が厳しい。）。

・建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。

・光化学オキシダント（O_X）

大気中の窒素酸化物（NO_X）、炭化水素（HC）などが強い紫外線により光化学反応を起こして、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、その大部分がオゾン（O_3）である。

・降下ばいじん

大気中に排出されたり、風により地表から舞い上がった粒子状物質のうち、粒子が比較的大きいために自重で地上に落下（降下）するものや、雨や雪に取り込まれて地上に落下するもの。

・ごみピット

搬入されてきたごみを一時的に貯留するための場所であり、ここで、ごみ質を均一にするための撹拌も行われる。水密性の高いコンクリートを使用することにより、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。

・CONCAWE（コンカウ）式

大気拡散シミュレーションに用いられる排気ガスの『有効煙突高』を求める拡散式のひとつ。CONCAWE は、″Conservation of Clean Air and Water in Western Europe″の略で、この式は野外実験から統計的な回帰によって求められた経験式であるが、排出熱量、風速から計算され、大気安定度などの気象条件は考慮に入れない。

日本では大気汚染防止法（1968 年）に基づく総量規制のための「総量規制マニュアル」において、有風時の有効煙突高推定式として煙源の規模の大小に拘わらずコンカウ式を用いることとしている。なお「総量規制マニュアル」では無風時の有効煙突高推定においては『ブリッグス（Briggs）』式を用いることとしている。

・個体群

ある空間を占める同種個体の集まり。一般的にはその内部で遺伝的交流があり、他の個体群とは何らかの隔離がある。

・コドラート法

植生調査の調査区設定方法の一つで、ある面積の枠を設け、その区画内に出現する植物種、被覆率などを計測する方法である。

【　さ行　】

・最大着地濃度

煙突等から排出された汚染物質が、煙源の風下で地上に到着するときの最大濃度。煙源から最大着地濃度の距離は、有効煙突高さが高いほど大きく、大気が不安定なほど小さい。

・サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。循環型社会形成推進基本法第 7 条において、再使用及び再生利用に次ぐ循環的な利用として熱回収が位置付けられ、推進されている。また、2010 年の廃棄物処理法改正においても、焼却時の熱利用の促進が図られている。

・自動撮影法

哺乳類の体温に反応するセンサーと連動し作動するカメラ（センサーカメラ）を用いる調査方法。

・自動車排出ガス測定局

自治体等が大気環境を連続監視するため設置した測定局のうち、道路周辺に設置されたものをいう。自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局。

・地盤沈下

自然的又は地下水揚水などの人為的要因により地面が沈下する現象を指し、広義には盛土や構造物の荷重による局部的な沈下も含むが、一般的にはある程度広い地域全体が沈下することをいう。

・シャフト炉式ガス化溶融方式

シャフト式ガス化溶融設備の特徴は、高炉技術を廃棄物焼却に応用した技術となっている点である。その代表的な処理工程では、ごみが、コークス、消石灰とともに炉の頂部から投入され、シャフト炉下部から上昇してくる高温排ガスで熱分解を受ける。不燃物は、熱分解カーボンとコークスを熱源として、1500℃以上の高温で溶融される。

・臭気指数（臭気濃度）

官能試験法による臭気の数量化方法のひとつであり、対象空気を無臭の正常な空気で希釈したとき、ちょうど臭わなくなったときの希釈倍率を臭気濃度という。

臭気指数は、臭気濃度を基礎として、次式により得られる。

（臭気指数）＝10 Log（臭気濃度）

・準備書

事業者は、調査・予測・評価の結果や環境保全対策の検討の結果など、環境アセスメントの結果の案などを「準備書」としてまとめ、公告・縦覧する。事業者は、住民や知事などからの意見を踏まえて、次の評価書を作成することとなる。

・上層逆転時

煙突の上空に気温の逆転層が停滞する場合、煙突からの排ガスは上層逆転層内へは拡散されず、地表と逆転層の間で反射を繰返し、地上に高い濃度をもたらすことがある。

・植物群落

同一場所である種の単位性と個別性をもって一緒に生活している植物群を指す操作的･便宜的な植生の単位。その大きさや広がりについて、特に規定はない。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が、ある程度の再現性を持ってみられる。

・植物相

フロラともいう。特定の場所に分布、生育する植物の種類組成を指す。動物相（特定の場所に分布、生息する動物の種類組成）と合わせて、生物相を構成する。

・振動レベル

人が感じる振動の強さを表す指標として使われる量で、振動のエネルギーの大きさを示す振動加速度レベルを振動感覚補正特性で補正したもの。単位として dB（デシベル）が用いられる。

・水素イオン濃度（pH）

水の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の常用対数を pH 単位として表すものである。pH7 で中性を、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示す。

・ストーカ式焼却方式

ごみを火格子（ストーカ）の上で移動させながら、ストーカ下部より送り込んだ燃焼空気によって焼却する焼却炉である。処理プロセスは、「乾燥」（ごみに含まれる水分を減らして燃焼しやすくする）、「燃焼」（ごみを焼却して減容化する）、「後燃焼」（燃え残ったごみを完全に焼却する）の 3 過程で構成される。

・静穏

風が弱く穏やかな状態を表す用語。気象観測等において、風速がある数値より小さいときに「静穏（calm）」又は「C（calm の頭文字）」を用いて表すが、その定義は観測方法等により異なる。風がこのような静穏状態になると汚染物質は拡散せず滞留しやすくなる。

・生活環境項目

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値が定められている。

・生活排水

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。このうち、トイレの排水（し尿）を除いたものを生活雑排水という。

・生態系

自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。

・生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量をいい、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなる。河川の汚濁状況を表すときに用いられる。

・接地逆転層崩壊時

夜間から早朝にかけて形成されていた気温逆転層が日の出とともに地面付近から崩壊し、不安定層が次第に上昇する形となって上空の煙を地上にひき降ろし、いぶしの状態を起こし地上に高い濃度をもたらすことがある。

・総量規制

一定の地域内の汚染物質・汚濁物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染物質・汚濁物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染では排出ガス量に汚染物質の濃度を乗じたもの、水質汚濁では排水量に汚濁物質の濃度を乗じたもの。大気汚染は硫黄酸化物と窒素酸化物について、水質汚濁ではCOD（Chemical Oxygen Demand：化学的酸素要求量）、窒素及びりんについて、特定地域と特定水域を対象に実施されている。

【　た行　】

・ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD　75種類）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF 135種類）、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称をいう。ごみの燃焼過程など、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような過程で非意図的に生成される。

・大気安定度

大気の安定性の度合いを大気安定度といい、基本的に気温の高度分布によって決まるものである。

気温の鉛直方向の変化をみた場合は、通常、地表から上空に行くに従って気温が低下し、乾燥した空気が上昇する場合は、その温度の減率が、高度100m当たり0.98℃（湿度を持つ空気の場合は0.6℃）であり、これは乾燥断熱減率と呼ばれる。

実際の大気中では、その時の気象条件等により温度の分布は変化しており、気温の高度分布が乾燥断熱減率に近い状態を中立といい、その他、気温勾配によって、大気の状態を不安

定、安定という。大気が安定のときは、汚染物質が拡散しにくく、逆に不安定のときは拡散が大きくなる。大気安定度の不安定時は、安定時、中立時に比べて拡散が活発で、近傍の着地濃度が大きくなる状態となる。

・大気汚染常時監視測定局

大気汚染の状況を常時監視するための測定局で、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局がある。

・大気拡散

煙突から排出された煙や排ガスが、風によって運ばれながら、大気と混合して、薄まりながら広がること。大気の持つ性質のうち、拡散や希釈作用を持つものは「風速」と「乱れ」で、最大着地濃度は、有効煙突高の二乗に反比例し、排出量に比例する。環境影響評価では、発生源の種類、気象条件を勘案して、種々の拡散モデルを使用して、大気の環境濃度を推計している。

・ダウンウォッシュ

強風は、ばい煙や排出ガスの希釈作用に効果的に働くので、大気汚染は風が弱いとき著しいのが普通である。しかし、煙突からの排煙は、風が強くなり排出ガス吐出速度の 1/1.5 以上の速度に達すると、煙突自身の後方にできる負圧域に引込まれて、地上に吹き付けられる現象をいう。

・ダウンドラフト

煙突の高さが周辺の建物等の高さの 2.5 倍以下の場合に、建物等の影響によって生じる乱流域に排ガスが巻き込まれる現象をいう。

・濁度

水の濁りの程度を表すもの。比較用の標準液を使って肉眼により求める方法と光の透過率や散乱の度合いを計測して求める方法がある。JIS K 0101（工業用水試験法）ではカオリンを標準とするカオリン濁度と、ホルマジンを標準とするホルマジン濁度の 2 種類を定める。それぞれの物質の 1mg/L を含む溶液の濁度を 1 度とする。測定は、比色管による視覚測定法と各種の濁度計（いずれも光学式による）を用いる方法がある。

・短期的評価

大気汚染状況に関する環境基準の評価の一つ。環境基準と 1 時間値又は 1 日平均値とを比較して評価する。

・窒素酸化物（NO_x）

NO_x（Nitrogen Oxide）ともいう。窒素原子（N）と酸素原子（O）の化合物の総称。窒素酸化物は、空気中で石油や石炭等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど大量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO_2）であり、発生源で発生する窒素酸化物は90%以上がNOである。窒素酸化物は、高温燃焼の過程でまずNOの形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついてNO_2となる。この反応はすぐに起こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。窒素酸化物は人の健康に影響を与える。また、紫外線により炭化水素と光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

・長期的評価

大気汚染状況に関する環境基準の評価の一つ。環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較する年平均値と、測定結果のうち特定の値と環境基準値とを比較する年間98%値、2%除外値がある。

・眺望点、眺望景観

眺望点は、人が「見る」という行為を行う地点。景色を眺めるために整備された展望台などだけではなく、例えば眺望が開けている峠や山の頂上、不特定多数の人が集まる場所なども眺望点として取り上げるのが一般的である。主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観が「主要な眺望景観」である。

・低公害車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車に、低燃費かつ低排出ガス認定車などの環境性能に優れた従来車を含む。

・低周波音

一般に、周波数がおおむね100Hz以下の音をいう。人の耳には聞こえにくい。

・透視度

水質調査等で採取した採水試料の透明の程度を示す度合い。測定は、白色円板に黒線で二重十字を刻んだ標識板を底部に入れた下口付きシリンダー（透視度計）を用いて行う。透視度計に試料を入れ、上部から透視し、底部においた標識板の二重十字が初めて明らかに識別できるときの水層の高さを測り、10㎜を1度として表す。単位は度。

・動物相

ファウナともいう。特定の限られた地域に生息する動物の種類組成を指す。植物相（特定の限られた地域に分布、生育する植物の種類組成）と合わせて、生物相を構成する。

・道路交通振動

自動車が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。振動規制法では、指定地域内における道路交通振動について、区域及び時間の区分により限度（道路交通振動の要請限度）が定められている。道路交通振動の要請限度との比較は、5 秒間隔で連続して測定して得た値を 100 個得て、その測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値（L_{10}）を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値で行う。

・特定悪臭物質

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の規制を目的とした悪臭防止法第 2 条第 1 項において「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」とされているもので、現在、アンモニアや硫化水素等 22 物質が指定されている。

・特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、騒音規制法又は振動規制法に定められている。騒音規制法では 8 項目、振動規制法では 4 項目の作業が定められており、それらの作業は、騒音規制法又は振動規制法の規制を受ける。騒音又は振動レベルの規制の場合、それぞれ敷地境界線で、騒音レベルは 85dB、振動レベルは 75dB を超えないこととされている。レベルの規制以外に 1 日の作業時間、連続しての作業日数、届け出などの定めがある。

・特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。

(1) 大気汚染防止法では、化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特定物質を発生する施設（同法第 17 条）。ばい煙発生施設は除かれる。

(2) 水質汚濁防止法では、健康に被害を生ずるおそれがある物質を含む、又は生活環境項目について生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は排水を排出する施設（同法第 2 条第 2 項）をいう。

(3) 騒音規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい騒音を発生する施設（同法第 2 条第 1 項）をいう。

(4) 振動規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい振動を発生する施設（同法第 2 条第 1 項）をいう。

・都市計画

都市計画法に基づく、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地再開発事業に関する計画で、都道府県又は市町村が定めるもの。

・都市計画区域

都市計画法に基づき、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として、都道府県が指定する。都市計画区域は、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、必要があるときは、市街化区域及び市街化調整区域に区分し、さらに市街化を誘導する市街化区域等については、用途地域をはじめとする地域地区等を定める。

・都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

・トラップ法

小型哺乳類の捕獲罠を用いた調査方法。個体を捕獲する小型はじき罠（スナップトラップやパンチュートラップ）、生け捕り可能なライブトラップがある。

【　な行　】

・二酸化硫黄（SO_2）

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

・二酸化炭素（CO_2）

温室効果ガスの一つ。石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。二酸化炭素濃度の増加が、地球温暖化の主要因であると考えられている。

・二酸化窒素（NO_2）

大気中の窒素酸化物の主要成分。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成する。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

・日平均値の年間 98%値

年間における二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものを指す。

・2%除外値

一日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外したうち、最も大きい測定値を2%除外値という。

・任意観察法

直接観察法ともいい、調査地域を任意に踏査し、捕虫網を用いた見つけ捕りのほか、主にチョウ・トンボ類等を目視により確認する手法。

・任意採集法

陸上昆虫類やクモ類を捕虫ネットを用いて直接採集する方法である。多様な環境で多くの種類を対象とすることができるため、陸上昆虫類等の調査において不可欠な調査方法である。

・m^3N

排ガス量などの体積を表す便宜的な単位で、温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル（m^3）単位の体積である。

【　は行　】

・ばい煙

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物を総称していう。ばい煙については、大気汚染防止法による排出基準が定められている。

・廃棄物

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定義される。排水は原則として含まれない。さらに、その排出状況等から産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

・ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

・バックグラウンド濃度

事業の実施によって環境の状態がどのように変化するかを予測する場合は、当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態に、事業によって発生する環境負荷の寄与分を加算して予測を行う。この「当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態」の濃度のことをバックグラウンド濃度という。

・パフ式

排煙の煙流を細切れにし、一つ一つの煙塊として移流・拡散を表現する式で、無風時（風速 0.4m/秒以下）に濃度分布を予測する式である。

・ppm

濃度の単位で、100 万分の 1 を 1ppm と表示する。例えば、$1m^3$ の空気中に $1cm^3$ の二酸化硫黄が混じっている場合の二酸化硫黄濃度を 1ppm と表示する。

・評価書

事業者は、準備書についての意見の内容を検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、「評価書」としてまとめ、公告し、縦覧する。事業者は、この公告までは事業を行うことはできない。

・フィールドサイン法

調査対象地域を可能な限り詳細に踏査してフィールドサイン（フンや足跡、食痕、巣、爪痕、塚等の生息痕跡）を発見し、生息する動物種を確認する方法。主に大型・中型哺乳類の確認が可能な調査方法である。

・風配図

ある地点の風向（風速）の統計的性質を示すために用いられる各方位別に風向（風速）の出現頻度を線分の長さで示したもの。環境影響評価では主に風向のみが扱われる。

・フォトモンタージュ法

現況写真に、計画施設等のカラーパースを合成して将来景観図を作成することにより、現況景観と将来景観とを対比する手法。

・浮遊物質量（SS）

水中に浮遊する物質の量のことである。各種排水からの不溶性物質などからなり、数値が大きいほど水質汚濁が著しく、水の濁りの原因となり、SS が大きくなると魚類に対する影響が現れる。

・浮遊粒子状物質（SPM）

発生源は、土砂等の飛散、固体物質の破砕によるもの、また燃焼過程から出るものなど多種多様であるが、これら微粒子の大きさが10μm以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）と呼ぶ。比較的長期間大気中に滞留する物質である。

・プラットホーム

ごみの搬入車が、ごみをごみピットに投入するためのスペースである。

・プルーム式

排煙の移流・拡散を煙流で表現した式で、有風時（風速0.5m/秒以上）に風や拡散係数、排出量を一定として濃度分布を予測する式である。

・ベイトトラップ法

地面と同じレベルに口がくるように、プラスチックコップなどを埋め、1晩放置した後に落下した陸上昆虫類等を回収する調査方法である。

・ポイントセンサス法

対象とする地域が一望できるような地点に定点を設け、定点から一定範囲、一定時間内に確認できた鳥の種類や個体数を記録する調査方法である。

・方法書

事業者は、地域の特性を踏まえた環境アセスメントを行うため、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかの計画などを「方法書」としてまとめ、公告・縦覧する。

事業者は、住民や知事などからの意見を踏まえて、環境アセスメントの方法を決めて、環境アセスメントを実施する。

【　ま行　】

・目撃法

調査中に哺乳類の姿を見かけたら、双眼鏡等を用いて種類を識別し、目撃した場所の状況と合わせて記録する調査方法である。

【　や行　】

・有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取しつづけることによって、人の健康を損なうおそれのある物質で大気の汚染の原因となる物質をいい、平成8年5月に大気汚染防止法に対策等が位置

づけられた。特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の 22 物質が定められている。

・有効煙突高

煙突実体高と排ガス上昇高との和で算出するもので、大気拡散計算の基礎となるもの。

・要請限度

騒音規制法又は振動規制法の指定地域において、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしている（騒音規制法第 17 条、振動規制法第 16 条）。この限度のことを要請限度という。

【　ら行・わ行　】

・ライトトラップ法

夜間、光に誘引される夜行性昆虫を採集する方法。白布スクリーン（カーテンともいう）に光を投射し、集まる昆虫を採集するカーテン法のほか、光源に集まる昆虫を捕獲箱に落とすボックス法がある。

・ラインセンサス法

あらかじめ設定しておいたセンサスルート上を歩いて、一定の範囲内に出現する鳥類を姿や鳴き声により識別して、種別個体数をカウントする方法。ルートセンサス法ともいう。

・レッドデータブック

レッドリストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめたもの。RDB と略される。

・レッドリスト

日本に生息又は生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してまとめたもの。